

平成26年度 川口団地外壁改修工事

図面リスト

意匠図			
図番	図面名	図番	図面名
A-1	改修特記仕様書(その1)	A-16	西側立面図(X6面)
A-2	改修特記仕様書(その2)	A-17	南側・北側立面図(Y1・Y4面)
A-3	改修特記仕様書(その3)	A-18	Y方向断面図
A-4	改修特記仕様書(その4)	A-19	X方向断面図
A-5	改修特記仕様書(その5)	A-20	矩計図
A-6	改修特記仕様書(その6)	A-21	建具平面図
A-7	改修特記仕様書(その7)	A-22	建具表
A-8	改修特記仕様書(その8)	A-23	改修標準図
A-9	仮設計画図	A-24	劣化図. 1(X1面)
A-10	配置図、案内図	A-25	劣化図. 2(X6面)
A-11	1階平面図	A-26	劣化図. 3(Y1・Y4面)
A-12	2階平面図	A-27	劣化図. 4(天井伏図)
A-13	3～7階平面図		
A-14	屋根伏図、搭屋伏図		
A-15	東側立面図(X1面)		

長崎県土木部住宅課	課長	総括課長補佐	課長補佐	係長	設計者
	平成26年 9月 日				

川口団地外壁改修工事 平成 26年 9月 (全27枚)

仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 長崎市川口町
2. 敷地面積
3. 工事種目 外壁改修工事

4. 工事内容
 - ・南、北外壁その他改修
 - ・東、西外壁劣化部その他改修

II 工事仕様

1. 特記事項

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の【 】内表示番号は、建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示し、()内表示番号は建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (4) 特記事項に記載の(参)は、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)巻末の各部記号参照の当該項目を示す。
- (5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。
- (6) ㊦印は長崎県の「環境物品等調達方針」の特定調達品目を示す。

2. 工事種目 及び 共通仕様

工事種目	共通仕様	
○ 建築工事	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)	国土交通省大臣官房官庁業務部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成25年版)
・ 電気設備工事	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成25年版)	国土交通省大臣官房官庁業務部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成25年版)
・ 機械設備工事	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)	国土交通省大臣官房官庁業務部監修 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)
・ 昇降機設備工事	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成25年版)	国土交通省大臣官房官庁業務部監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成25年版)

- (2) 木造の場合は、公共建築木造工事標準仕様書(国土交通大臣官房官庁業務部監修 平成25年度版)を適用する。

3. 工事科目 (●印の付いたものが対象工事)

建築工事 工事科目	建物別及び屋外		工事種別	
	工	事	種	別
● 仮設工事	一式	一式	一式	
○ 土工	一式	一式	一式	
○ 地業工事	一式	一式	一式	
○ 鉄筋工事	一式	一式	一式	
○ コンクリート工事	一式	一式	一式	
○ 鉄骨工事	一式	一式	一式	
○ 2次加工・ALC・枠・提出成置付分板工事	一式	一式	一式	
○ 防水工事	一式	一式	一式	
○ 石工事	一式	一式	一式	
○ タイル工事	一式	一式	一式	
○ 木工	一式	一式	一式	
○ 屋根及びとい工事	一式	一式	一式	
● 金属工事	一式	一式	一式	
● 左官工事	一式	一式	一式	
○ 建築工事	一式	一式	一式	
○ カーテンウォール工事	一式	一式	一式	
● 塗装工事	一式	一式	一式	
○ 内装工事	一式	一式	一式	
○ ユニット及びその他の工事	一式	一式	一式	
○ 排水工事	一式	一式	一式	
○ 舗装工事	一式	一式	一式	
○ 植栽工事及び屋上緑化工事	一式	一式	一式	
● その他	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	

電気設備工事 工事科目	建物別及び屋外		工事種別	
	工	事	種	別
○ 電 灯 設 備	一式	一式	一式	
○ 動 力 設 備	一式	一式	一式	
○ 受 変 電 設 備	一式	一式	一式	○3φ kVA ○1φ kVA
○ 静 止 形 電 源 設 備	一式	一式	一式	Ah ㎖
○ 自 家 発 電 設 備	一式	一式	一式	kVA
○ 雷 保 護 設 備	一式	一式	一式	○旧JIS ○新JIS
○ 構 内 情 報 通 信 網 設 備	一式	一式	一式	
○ 電 話 設 備	一式	一式	一式	
○ 構 内 交 換 設 備	一式	一式	一式	外線 回線 内線 回線
○ 監 声 設 備	一式	一式	一式	増幅器 W 回線
○ 音 響 ○ 映 像 設 備	一式	一式	一式	
○ 出 退 〇 情 報 表 示 設 備	一式	一式	一式	
○ 電 気 時 計 設 備	一式	一式	一式	
○ イ ン タ ー ホ ン 設 備	一式	一式	一式	
○ テ レ ビ 共 同 受 信 設 備	一式	一式	一式	
○ 自 動 火 災 報 知 設 備	一式	一式	一式	○P型 ○R型 回線
○ 中 央 監 視 制 御 設 備	一式	一式	一式	
○ 防 犯 設 備	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	
○ 構 内 配 電 線 路	一式	一式	一式	
○ 構 内 通 信 線 路	一式	一式	一式	
○ 外 灯 設 備	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	

機械設備工事 工事科目	建物別及び屋外		工事種別	
	工	事	種	別
○ 空気調和設備	一式	一式	一式	
○ 換気設備	一式	一式	一式	
○ 排煙設備	一式	一式	一式	
○ 自動制御設備	一式	一式	一式	
○ 衛生器具設備	一式	一式	一式	
○ 給水設備	一式	一式	一式	
○ 排水設備	一式	一式	一式	
○ 給湯設備	一式	一式	一式	
○ 消火設備	一式	一式	一式	
○ 厨房機器設備	一式	一式	一式	
○ ガス設備	一式	一式	一式	
○ 浄化槽設備			一式	

昇降機設備工事 工事科目	建物別		工事種別	
	工	事	種	別
○ 一般エレベーター	一式	一式	一式	
○ 一般油圧エレベーター	一式	一式	一式	
○ 普及型エレベーター	一式	一式	一式	
○ 非常用エレベーター	一式	一式	一式	
○ 機械室レスエレベーター	一式	一式	一式	
○ 小荷物専用エレベーター	一式	一式	一式	
○ エスカレーター	一式	一式	一式	
○	一式	一式	一式	

章 項 目	特 記 事 項	
① ① 通用基準等	○ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁業務部監修(平成22年版)	○ 工事写真の撮り方(建築編)平成21年版 長崎県土木部建築課 ○ 工事写真の撮り方(建築設備編)平成21年版 長崎県土木部建築課
② ② 施工管理	受注者は、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事検査規程、長崎県建築工事検査専門職員職務要綱に促った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守する。	(1.3.1)
③ ③ 工事実績情報の登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(ワズ)に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事実績情報について「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、変更時は変更があった日から、竣工時は工事完成後、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 変更登録時は、工期・技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。 登録後、登録機関発行の「登録内容確認書(工事実績)」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、竣工時は提出しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	(1.1.4)
④ ④ 下請契約及び下請代金内訳書	受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付して締結しなければならない。また、下請契約の請負代金が250万円以上の場合は、当該下請に係る契約書の写しを下請代金内訳書(土木部提出書類様集の記載例参考)の写しを添付したものを下請契約後速やかに監督職員へ提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。	(1.1.5)
⑤ ⑤ 施工体制台帳	受注者は、下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)へ前項と同様の義務を負う旨を定めるとともに、該当する全ての下請工事の受注者から前項の資料を集約のうえ、監督職員に提出すること。	(1.1.5)
⑥ ⑥ 施工体系図	工事を実施するために、締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、所定の様式に記載した施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出する。 また、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出する。 記載内容に変更が生じた場合においても、その都度すみやかに監督職員に提出すること。 なお、下請け契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款又は工事下請基本契約書を添付する。	(1.1.5)
⑦ ⑦ 発生材の処理等	請負金額が500万円以上の工事の場合、各下請者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出すること。 また、工事を実施するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては、4,500万円)以上になる時は、施工体系図「指示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律にしたがって、工事関係者が見やすい場所及び公共関係が見やすい場所に掲げること。 ・処理方法、処理場等は現場説明書による ※構外搬出適切措置	(1.1.8)
⑧ ⑧ 品質計画	建設廃棄物処理契約書及び建設廃棄物用マニフェスト(電子マニフェストも含む。以下同) 受注者(排出事業者)は、建設廃棄物の適正処理するため、排出事業者と収集運搬業者及び排出事業者と処分業者で建設廃棄物処理委託契約(二者契約)を行い、建設廃棄物を運搬処理する毎かつ品目毎(混合廃棄物は除く)にマニフェストを発行して委託処理する。 また、工事中に発生する梱包材等も建設廃棄物として適正に処理すること。 産業廃棄物処理フロー図、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表 受注者は、工事工前に産業廃棄物処理フロー図を作成する。記載内容に変更があった場合、その都度すみやかに訂正すること。 また、産業廃棄物を搬出する場合においては、マニフェストにより適正に処理されていることを確認すること。 工事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を作成し、監督職員へ提出する。 なお、その他の資料については受注者にて整備保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示すること。 請負金額が500万円以上の工事の受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。また、工事完了後、実施状況を記載し、監督職員に提出する。 提出は、所定の様式及び電子ファイル(建設リサイクルデータ統合システム(GREDAS))により作成されたものとする。	(1.1.8)
⑨ ⑨ 総合施工計画	総合施工計画書 受注者は、請負金額(税込)が500万円以上の場合には、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 ただし、請負金額が500万円未満であっても、監督職員の指示があった場合は提出する。 また、内容を変更する必要がある場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。 (1) 工事概要 (2) 実施工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図(請負金額500万円以上の場合) (5) 主要工程 (6) 品質計画 (品質目標、品質管理方針、重要管理項目、工種別施工計画書作成要領、検査立項目等) (7) 養生計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13) 産業廃棄物処理フロー図 (14) その他	(1.1.2)

⑩ ⑩ 工事報告	・建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。 ※風速(Vo=) ・積雪区分 建築告示第1455号 別表() ※地表面積区分(・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)	工事月報 ※ 作成する 作成しない (1.2.4) 当月の工事の全般的な経過を記載した工事報告書を作成し、監督職員に提出する。 履行報告書 ※ 作成しない 中間金払を選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出する。								
⑪ ⑪ 電気保安技術者	工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 不要	(1.3.3)								
⑫ ⑫ 施工条件	○ 現場説明書による	(建1.3.5) (建1.3.3) (建1.3.3)								
⑬ ⑬ 工事関係者連絡会議	※組織する 工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合には、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、工事関係者連絡会議を組織する。	(1.3.7)								
⑭ ⑭ 施工中の安全保障	工事施工に際し、架空線等上空施設及び埋設物について、事前調査、禁止対策、事前対策を実施する。									
⑮ ⑮ 騒音振動の防止	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日)により指定された建設機械を使用する。 適用工事(土、地業、コンクリート、舗装、植栽、とりこわし等)	(1.3.7)								
⑯ ⑯ 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり下記表に示す建設機械を使用する場合は、下記表の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総機第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	(1.3.7)								
⑰ ⑰ 過積載の防止	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工用建設機械 ・バックホウ(ベースマシン含む) ・ブルドーザ ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ ・パイロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・アースオーガ ・オールケーシング掘削機 ・リパスサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工用建設機械 ・バックホウ(ベースマシン含む) ・ブルドーザ ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。	以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ ・パイロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・アースオーガ ・オールケーシング掘削機 ・リパスサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機		・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン		
機 種	備 考									
一般工用建設機械 ・バックホウ(ベースマシン含む) ・ブルドーザ ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。									
以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ・油圧ハンマ ・パイロハンマ ・油圧式鋼管圧入・引抜機 ・アースオーガ ・オールケーシング掘削機 ・リパスサーキュレーションドリル ・アースドリル ・地下連続掘削機 ・全回転型オールケーシング掘削機										
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン										
⑱ ⑱ 事故報告	・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車運転認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、(建1.1.10)所轄労働基準監督署及び所轄警察署などのほか関係機関へ直ちに連絡し、適正に処理しなければならない。 (建1.3.7) また、所定の様式(事故等発生連絡、事故等発生報告書、事故報告書(休業日数4日以上の場合))を監督職員が指示する期日までに、提出しなければならない。								
⑳ ⑳ 不可抗力による損害	工事の施工中に、天災等、不可抗力による災害が発生した場合には、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により、監督職員を通じて発注者へ通知しなければならない。 なお、天災等とは、周囲の状況により判断し、相当の範囲に達って、他の一般物件にも影響を及ぼしたと認められる場合をいう。ただし、受注者が善良な注意義務を怠ったことに基づくものは、除く。	(建1.1.10) (建1.3.6)								
㉑ ㉑ 建築材料等	本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関(社)公共建築協会 他)が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。	(1.4.2)								

20	環境物品等調達品目について	環境物品等調達品目に規定される製材等及びフローリングを使用する場合、原料となる原木の合法性等を証明する資料(証明書もしくは納品書)を提出すること。 また、その写しを完成図書に添付すること。	(1.4.2)																																										
21	化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散の極めて少ないものとする。 2) 保温材、繊維材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着材はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料を使用し作られた家具、書架、実験台、その他の計器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次の通りとする。 規制対象外 ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品 ② 建築基準法施工令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のある J A S 規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ 規格品 ② 建築基準法施工令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧 J I S の E 0 規格品 ④ 旧 J A S の F 0 規格品																																											
22	揮発性有機化合物の室内濃度の測定	施工完了時に指定した室の測定対象化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認して監督職員に報告する。なお、報告書は、所定の様式及び電子ファイルとする。 測定法 ※パッシブ型採取法 ・検知管法 ・検知紙法 ・定電位電解法 ・吸光光度法 施工前の測定 ・行う ・行わない 測定対象化学物質 ・学校施設 ・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・学校以外の施設 ・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定場所(※図示) 測定箇所数(各住戸1)箇所	(1.5.9)																																										
23	アスベスト含有材	本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。	(1.4.1)																																										
24	資材等の県内優先調達	工事に使用する資材等については、地場産物の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。 ※ W T O 対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。 請負金額が、500万円以上になる場合、本工事に使用した資材(アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。)を工事完成までに、書面(様式-2)(県内業者、県内産建設資材の活用用)：建設資材使用報告書)及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。 請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面(様式-3(県内業者、県内産建設資材の活用用)：長崎県内産資材を使用しない理由書)及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、W T O 対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。																																											
25	特別な材料の工法	欄下に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。																																											
26	工事の下請負	受注者は、下請負に付する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。 (1) 受注者が、工事の施工につき、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が長崎県の入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 (4) 下請負者が当該企業体の構成員でないこと。 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手原則として「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定しなければならない。または、それに準ずるものの中から選定しなければならない。 また、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ただし、W T O 対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めるものとする。 請負金額が500万円以上になる場合、本工事に使用した下請負人を工事完成までに、書面(様式-1(県内業者、県内産建設資材の活用用)：下請企業使用報告書)及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。 請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面(様式-4(県内業者、県内産建設資材の活用用)：長崎県内下請企業を使用しない理由書)及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。ただし、W T O 対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。 なお、当該工事の発注機関が龍島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。																																											
27	使用人等の管理	受注者は、使用人等(下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものを含む)の雇用条件、賃金の支払状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保する。 また、通時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるよう管理及び監督する。																																											
28	保険の付保及び事故の補償	受注者は、雇用保険法、労働災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。 また、雇用者等の義務に関して生じた負債、疾病、死亡その他の事故に対して責任を持って、適正な補償を行う。 受注者は、建設業退職金共済組合に該当する場合は、同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に発注者に提出し提出しなければならない。 また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場協議会、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。																																											
29	技能士	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・構造物鉄工作業 ・とび作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック工事</td> <td>・コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板工事</td> <td>・A L C パネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートーーチ防水工事作業 ・F R P 防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・鋼製地下工事作業 ・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td>・ビル用サッシ工事作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>・金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・プラスチック系床仕上工事作業 ・畳製作作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁紙作業</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>・建築配管作業 ・保温保冷工事作業 ・ダクト板金作業 ・冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種別	技能検定作業	仮設工事	・とび作業	鉄筋工事	・鉄筋組立作業	コンクリート工事	・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業	鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業	コンクリートブロック工事	・コンクリートブロック工事作業	押出成形セメント板工事	・A L C パネル工事作業	防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートーーチ防水工事作業 ・F R P 防水工事作業	石工事	・石張り作業	タイル工事	・タイル張り作業	木工事	・大工工事作業	屋根及びとい工事	・内外装板金作業	金属工事	・鋼製地下工事作業 ・内外装板金作業	左官工事	・左官作業	建築工事	・ビル用サッシ工事作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業	塗装工事	・建築塗装作業	内装工事	・プラスチック系床仕上工事作業 ・畳製作作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁紙作業	排水工事	・建築配管作業	植栽工事	・造園工事作業	機械設備工事	・建築配管作業 ・保温保冷工事作業 ・ダクト板金作業 ・冷凍空調調和機器施工作業	(1.5.2)
適用工事種別	技能検定作業																																												
仮設工事	・とび作業																																												
鉄筋工事	・鉄筋組立作業																																												
コンクリート工事	・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業																																												
鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業																																												
コンクリートブロック工事	・コンクリートブロック工事作業																																												
押出成形セメント板工事	・A L C パネル工事作業																																												
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニルシート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改良アスファルトシートーーチ防水工事作業 ・F R P 防水工事作業																																												
石工事	・石張り作業																																												
タイル工事	・タイル張り作業																																												
木工事	・大工工事作業																																												
屋根及びとい工事	・内外装板金作業																																												
金属工事	・鋼製地下工事作業 ・内外装板金作業																																												
左官工事	・左官作業																																												
建築工事	・ビル用サッシ工事作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業																																												
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業																																												
塗装工事	・建築塗装作業																																												
内装工事	・プラスチック系床仕上工事作業 ・畳製作作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁紙作業																																												
排水工事	・建築配管作業																																												
植栽工事	・造園工事作業																																												
機械設備工事	・建築配管作業 ・保温保冷工事作業 ・ダクト板金作業 ・冷凍空調調和機器施工作業																																												
30	建設機械等	軽油仕様建設機械等に使用する軽油は、規格(J I S)にあったものを使用する。 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う建設機械等から採油する調査に対して監督職員の指示によりこれに協力する。																																											
31	工事写真	下記工事写真を監督職員に提出する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部数</th> <th>原版の大きさ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※着工前</td> <td>カラー</td> <td>※サービス</td> <td></td> <td>※3部・1部</td> <td>24×36以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※工事中</td> <td>カラー</td> <td>※サービス</td> <td></td> <td>※1部</td> <td>24×36以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※完成時</td> <td>※カラー</td> <td>※サービス</td> <td>外部() 内部()</td> <td>※3部・1部</td> <td>24×36以上</td> <td>外観4面のみ2部増</td> </tr> </tbody> </table> 工事写真の撮り方は、「工事写真の撮り方」(長崎県土木部建築課)による。 デジタルカメラを使用する場合の仕様は次のよう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総画素数</td> <td>100万画素以上</td> </tr> <tr> <td>記録画素数</td> <td>640×480以上</td> </tr> <tr> <td>ファイル形式</td> <td>J P E G</td> </tr> <tr> <td>圧縮率</td> <td>1/1>圧縮率≧1/10程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D V D、C D-R O M、C D-R</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分類	規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ	備考	※着工前	カラー	※サービス		※3部・1部	24×36以上		※工事中	カラー	※サービス		※1部	24×36以上		※完成時	※カラー	※サービス	外部() 内部()	※3部・1部	24×36以上	外観4面のみ2部増	仕様項目	内 容	総画素数	100万画素以上	記録画素数	640×480以上	ファイル形式	J P E G	圧縮率	1/1>圧縮率≧1/10程度		D V D、C D-R O M、C D-R			
区分	分類	規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ	備考																																							
※着工前	カラー	※サービス		※3部・1部	24×36以上																																								
※工事中	カラー	※サービス		※1部	24×36以上																																								
※完成時	※カラー	※サービス	外部() 内部()	※3部・1部	24×36以上	外観4面のみ2部増																																							
仕様項目	内 容																																												
総画素数	100万画素以上																																												
記録画素数	640×480以上																																												
ファイル形式	J P E G																																												
圧縮率	1/1>圧縮率≧1/10程度																																												
	D V D、C D-R O M、C D-R																																												
32	完成写真	下記完成写真を監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>提出部数</th> <th>原版の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・カラー ・ ※キャビネ板 ・ ※べた焼 ・ (他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ板)提出)</td> <td>外部() 内部()</td> <td>※2・6</td> <td>※100×125以上 フィルムカメラ</td> </tr> <tr> <td>・カラー半切木製パネル 324×400(mm)</td> <td>外部() 内部()</td> <td>※2・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電子データ</td> <td>外部() 内部()</td> <td>※2・</td> <td>デジタルカメラ ※700万画素以上</td> </tr> </tbody> </table> 100×125以上の原版を使う場合は、監督職員にあらかじめべた焼を提出し確認を受ける。 電子データは、R G B (フルカラー)、J P E G 形式最高画質とし、C D-R にて提出とする。 完成写真は下記業者の撮影とし、箇所及び方法については監督職員の指示による。 ※監督職員の承諾する撮影業者(ただし、建築完成写真撮影の実績のある業者とする)	分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原版の大きさ	・カラー ・ ※キャビネ板 ・ ※べた焼 ・ (他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ板)提出)	外部() 内部()	※2・6	※100×125以上 フィルムカメラ	・カラー半切木製パネル 324×400(mm)	外部() 内部()	※2・		・電子データ	外部() 内部()	※2・	デジタルカメラ ※700万画素以上																											
分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原版の大きさ																																										
・カラー ・ ※キャビネ板 ・ ※べた焼 ・ (他に外観正面1カットのみ5枚(カラーキャビネ板)提出)	外部() 内部()	※2・6	※100×125以上 フィルムカメラ																																										
・カラー半切木製パネル 324×400(mm)	外部() 内部()	※2・																																											
・電子データ	外部() 内部()	※2・	デジタルカメラ ※700万画素以上																																										
33	完成図	※提出する 提出部数 (2)部 完成図の種類 ※表1.7.11による他、矩形図、楕圓図、構造図及び面積表 ・ () 完成図の原図サイズ及び仕様 ・原図 部数 1部 ※図面 形態 A (3) 版2つ折り製本 部数 (2)部 ※CADデータ 形態 C D-R ファイル形式 O X F 形式及びオリジナル形式 部数 1部	(1.1-2)(表1.7.1)																																										
34	施工図(完成図書)	※ 提出する 提出部数 (2)部 工事完成後は監督職員の指示する施工図を提出する。なお、本工事に係る施工図等の著作権の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。																																											
35	施工計画書(完成図書)	※ 提出する 提出部数 (2)部 工事完成後は監督職員の指示する施工計画書を提出する。なお、本工事に係る施工計画書等の著作権の権利は、当該建物における使用に限り発注者に移譲するものとする。																																											
36	保全に関する資料	※ 提出する 提出部数 ()部 1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入の上監督職員に提出する。 提出は、所定の様式及び電子ファイルとする。 管理者のための建築保全の手引き(改訂版)(建設大臣官房官庁常務課監修)	(1.7.3)																																										
37	提出書類	契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等は、監督職員を経由して行う。 ただし、次に定めるものを除く。 (1) 請負代金に係る請求書 (2) 代金代理受領証申請書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類																																											
38	既存建物との取合い	工事中、取合工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復する。																																											
39	関連工事(設備工事)等の取合い	設備機器の位置、取合い等の検討を行った施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。																																											
40	設計G L	※図示 ・現状地盤の平均高さとし、監督職員の指示による。 長崎県が「公共工事現場点検強化事業業務」を委託している「調査監」が、工事現場において、施工体制等の点検調査を実施するときは、これに協力すること。 1) 本工事は、工事現場における施工体制等の点検調査を(財)長崎県建設技術研究センターに委託しているため、(財)長崎県建設技術研究センターにより本調査を実施することがある。 2) 「調査監」は点検調査を実施するものであり、本工事における指示等の権限を有しない。 3) 「調査監」は、本調査時には技術調査監証明書(身分証明書)を携帯し、受注者に提示する。																																											
41	施工体制点検調査への協力	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「調査監」の証明書</th> </tr> <tr> <th>(表)</th> <th>(裏)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身分証明書 No. 号 下記の欄は「調査監」として 認めたものであることを証明する。 所属 長崎県建設技術研究センター 氏名 ○○○○ 生年月日 年 月 日 発行日 年 月 日 有効期限 年 月 日 長崎県建設技術研究センター 理事長 ○○○○ 印</td> <td>1. 調査は「施工体制点検調査等」による。 2. 調査監は、点検時には本証を携帯し、必要な場合には、何時でも提示できるようにしなければならない。 3. 本証は他人に貸与する等不正に行使してはならない。 4. 本証は紛失し、または紛失したとき若しくは記載欄等に変更が生じたときは、速やかに再発を要しなければならない。 5. 本証は、離職、転任等不問になったときは、速やかに返納しなければならない。 6. 本証は印及び写真貼り付けのないものは無効とする。</td> </tr> </tbody> </table>	「調査監」の証明書		(表)	(裏)	身分証明書 No. 号 下記の欄は「調査監」として 認めたものであることを証明する。 所属 長崎県建設技術研究センター 氏名 ○○○○ 生年月日 年 月 日 発行日 年 月 日 有効期限 年 月 日 長崎県建設技術研究センター 理事長 ○○○○ 印	1. 調査は「施工体制点検調査等」による。 2. 調査監は、点検時には本証を携帯し、必要な場合には、何時でも提示できるようにしなければならない。 3. 本証は他人に貸与する等不正に行使してはならない。 4. 本証は紛失し、または紛失したとき若しくは記載欄等に変更が生じたときは、速やかに再発を要しなければならない。 5. 本証は、離職、転任等不問になったときは、速やかに返納しなければならない。 6. 本証は印及び写真貼り付けのないものは無効とする。																																					
「調査監」の証明書																																													
(表)	(裏)																																												
身分証明書 No. 号 下記の欄は「調査監」として 認めたものであることを証明する。 所属 長崎県建設技術研究センター 氏名 ○○○○ 生年月日 年 月 日 発行日 年 月 日 有効期限 年 月 日 長崎県建設技術研究センター 理事長 ○○○○ 印	1. 調査は「施工体制点検調査等」による。 2. 調査監は、点検時には本証を携帯し、必要な場合には、何時でも提示できるようにしなければならない。 3. 本証は他人に貸与する等不正に行使してはならない。 4. 本証は紛失し、または紛失したとき若しくは記載欄等に変更が生じたときは、速やかに再発を要しなければならない。 5. 本証は、離職、転任等不問になったときは、速やかに返納しなければならない。 6. 本証は印及び写真貼り付けのないものは無効とする。																																												
42	調査・試験に対する協力	受注者は、長崎県、国及び長崎県が指定する第三者が行う調査及び試験(公共工事労務費調査、継続費動向調査、施工合理化調査、下請状況確認調査等)に対して、監督職員の指示によりこれに協力する。 また、受注者及び全ての下請け業者は、県が行う下請契約の内容確認調査に協力しなければならない。																																											
43	重点的な監督業務	W T O 対象工事において、低入札調査基準価格を下回って落札した場合は、重点的な監督業務を実施する。 上記以外で重点的な監督業務を実施する工事 ・対象工事 ※対象外工事																																											
44	暴力団等による不当要求の排除対策	受注者は、当該工事の施工にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱(平成22年4月1日一部改正)に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。 (違反したことが判明した場合、指名除外の措置を行う等、厳正に対処する。) 1. 不当要求を受けた場合(下請け業者が受けた場合も含む)は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査に必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。 2. 暴力団又は暴力団関係者から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。 3. 上記1、2の排除対策を講じたにもかかわらず、上記2の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合には、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。																																											
45	現場技術者等の腕章着用	1. 現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用する。なお、腕章の仕様については、下記例を参考として監督職員と協議する。 (例1) 現場代理人の場合 <table border="1"> <tr> <td>現場代理人</td> <td>9 cm程度</td> </tr> <tr> <td>3 cm程度</td> <td></td> </tr> </table> (例2) 監理技術者、主任技術者の場合 <table border="1"> <tr> <td>〇〇技術者</td> <td>9 cm程度</td> </tr> <tr> <td>3 cm程度</td> <td></td> </tr> </table> (例3) 現場代理人と技術者を兼務している場合 <table border="1"> <tr> <td>現場代理人 〇〇技術者</td> <td>9 cm程度</td> </tr> <tr> <td>3 cm程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 cm程度</td> <td></td> </tr> </table>	現場代理人	9 cm程度	3 cm程度		〇〇技術者	9 cm程度	3 cm程度		現場代理人 〇〇技術者	9 cm程度	3 cm程度		3 cm程度																														
現場代理人	9 cm程度																																												
3 cm程度																																													
〇〇技術者	9 cm程度																																												
3 cm程度																																													
現場代理人 〇〇技術者	9 cm程度																																												
3 cm程度																																													
3 cm程度																																													
46	瑕疵点検	瑕疵点検の時期 竣工後 ※1年 ※2年 瑕疵点検を行うときは、事前に内容、方法、立金等について監督職員に確認を受ける。 ・1・2級交通誘導警備検定合格者(一般国道10路線と敷地入口が接する場合等) ※1・2級交通誘導警備検定合格者または交通誘導に専門的な知識及び技能を有する警備員等として監督職員が認めた者																																											
47	交通誘導員	警備業法における指定講習を終了した者または警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上である者。																																											
48	工事監理連絡会	受注者は、契約後1ヶ月以内に設計図書の照査を行い、質問や提案事項等を整理し、監督職員が確認できる資料および質問書を書面により提出すると同時に、工事監理連絡会の開催を要請する。																																											
49	工事の一時中止	1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき、次に該当する場合は、あらかじめ受注者に対して書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒音、暴動その他自然または人為的な事象による工事の中断については、長崎県建設工事共通仕様書1-1-47附録の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合。 (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合。 (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合。																																											
50	産業廃棄物の一時保管	現場内における産業廃棄物の一時保管をする際は下記の指示を行い適切に管理すること。 ※指示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上 (例) <table border="1"> <tr> <td>産業廃棄物保管場所 廃棄物の種類 ○○○○ 最大積み上げ高さ 注意事項 ※ ○…………… ○…………… 保管場所の管理者○○社 ○○ 太郎 連絡先 電話 1234-5678</td> <td>※ 注意事項の例 ・関係者以外立入禁止 ・許可なく容器等の持出しを禁ず ・分別の徹底等</td> </tr> </table>	産業廃棄物保管場所 廃棄物の種類 ○○○○ 最大積み上げ高さ 注意事項 ※ ○…………… ○…………… 保管場所の管理者○○社 ○○ 太郎 連絡先 電話 1234-5678	※ 注意事項の例 ・関係者以外立入禁止 ・許可なく容器等の持出しを禁ず ・分別の徹底等																																									
産業廃棄物保管場所 廃棄物の種類 ○○○○ 最大積み上げ高さ 注意事項 ※ ○…………… ○…………… 保管場所の管理者○○社 ○○ 太郎 連絡先 電話 1234-5678	※ 注意事項の例 ・関係者以外立入禁止 ・許可なく容器等の持出しを禁ず ・分別の徹底等																																												
51	解体工事等における石綿除去予防措置について	1. 解体工事を行う現場において、石綿等の使用の有無を事前に調査した結果等、作業員及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。 2. 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去を行う際は、作業場所を隔離すること。 3. 石綿等の除去を行う際は、作業場所を隔離するとともに、隔離作業場所の排気はろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること。 また、隔離作業場所を負圧に保つとともに、隔離作業場所の出入口に前室を設置すること。 4. 隔離の解除にあたり、事前に隔離作業場所内における石綿等の粉じんを処理すること。 5. 受注者は、石綿等の除去を行う作業員に、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用させなければならない。																																											
52	建設リサイクル法の対象工事について	建設リサイクル法の対象工事の落札者は入札後、契約書作成までに次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面により発注者(監督職員)へ提出すること。 1. 分別解体等の方法 2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額) 3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(受注者の見積金額) 受注者は、当該建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化率が完了したときは、再資源化報告書を所定の様式に基づき作成し、監督職員に提出する。																																											
53	建設工事中の火災保険について	工事請負契約約款第53条により火災保険に付さなければならない工事的目的、工事材料及び工期と終期は次のとおりとする。 ただし、解体工事、舗装工事、外構工事等火災の恐れのない工事はこの限りではない。 また、契約時に保険証券の写しを2部契約担当者に提出すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険対象物</th> <th>保険対象金額</th> <th>始期</th> <th>終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物</td> <td>請負金額</td> <td>着工時</td> <td>工期から1ヶ月後まで</td> </tr> </tbody> </table>	保険対象物	保険対象金額	始期	終期	建築物	請負金額	着工時	工期から1ヶ月後まで																																			
保険対象物	保険対象金額	始期	終期																																										
建築物	請負金額	着工時	工期から1ヶ月後まで																																										
54	舗装版切断作業時	1) 受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難い場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処理しなければならない。 2) 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票(汚泥票)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票(汚泥票)総括票を作成し、監督職員に提出しなければならない。 3) 受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法(空冷法等)を採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は上記1)、2)と同様、適正に運搬・処理を実施しなければならない。 4) 受注者は、舗装切断時に発生する排水にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項」の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けた処理施設から選定し、適正に処理すること。 5) 当該排水の処理に関し、排水量等について、受注者が排水量等に関する資料を作成し、監督職員と協議することができる。																																											

2 仮設工事
1 足場その他
2 既存部分の養生
3 仮設間仕切り
4 監督職員事務所
5 工事用水
6 工事用電力
3-0 土工事
1 埋戻し及び盛土
2 現況発生土の処理
3 防水改修工事
1 共通事項
2 降雨等に対する養生方法(とい夫)
3 既存防水の処理
4 既存防水層の下部補修
5 アスファルト防水

3 防水改修工事(続き)
6 改質アスファルトシート防水
7 合成高分子系ルーフィングシート防水

屋根露出防水
防水層の種類
断熱材[G]
仕上塗料
高日射反射率防水の適用[G]
備考
260501

3 防水改修工事(続き)
8 塗膜防水
9 シーリング
10 とい
11 アルミニウム製笠木
12 折板蓋
4 外壁改修工事
1 施工数量調査
2 可とう性エポキシ樹脂
3 パテ状エポキシ樹脂
4 エポキシ樹脂モルタル
5 ポリマーセメントモルタル

外壁改修工事(続き)
4-1 外壁改修工事
コンクリート打放し仕上げ外壁
4-2 外壁改修工事
モルタル塗り仕上げ外壁

6 ポリマーセメントスラリー
7 既製混合モルタル
4-1 1 ひび割れ部改修工法
2 欠損部改修工法
3 鉄筋腐食の補修
4-2 1 既存モルタル塗りの除去
2 ひび割れ部改修工法
3 欠損部改修工法

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁(続き)

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁(続き)

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

4-5 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

Table with columns for construction type, number of joints, and injection volume. Includes sections for Anker-Pin and Mortar application.

Table for tile specifications including joint width, injection hole diameter, and injection volume.

Table for tile shapes and sizes, detailing main uses, dimensions, and material types.

Table for tile replacement and repair methods, including manual and mechanical injection techniques.

Table for tile replacement and repair methods, including manual and mechanical injection techniques.

Table for tile replacement and repair methods, including manual and mechanical injection techniques.

5 目地改修工法 [4.5.16]

6 タイルの形状、寸法等 [4.2.2]

7 目地調整塗材 [4.4.4]

8 仕上げ塗材仕上げ [4.4.5]

9 塗膜防水仕上げ [4.4.6]

10 マスチック塗材塗り [4.4.6]

アンカーピン ※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの

アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法

アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法

1 改修工法 [5.1.3]

2 防火 [5.1.4]

3 見本の製作等 [5.1.5]

4 防犯建物部 [5.1.7]

5 アルミニウム製建具 [5.2.2, 4.5] [85.2.2]

6 樹脂製建具 [5.2-5]

性能等級 簡易気密型 適用する (建物符号: 建具表による)

5 建具改修工事(続き)

10 木製建具

11 建具用金物 [5.7.2, 3.4]

耐震ドアセット 適用する 面内変形追随性の等級 (建物符号: 建具表による)

5 建具改修工事(続き)

Table with 4 columns: 12 自動ドア開閉装置, 13 自開式上吊り引戸装置, 14 重量シャッター, 15 軽量シャッター, 16 オーバーヘッドドア, 17 ガラス. Includes sub-tables for automatic door performance, shutter types, and glass specifications.

6 内装改修工事

Table with 4 columns: 18 ガラス用フィルム, 19 鍵箱, 20 既存壁の撤去及び下地補修, 21 既存床の撤去及び下地補修, 22 既存壁の撤去及び下地補修, 23 木下地等の表面仕上げ, 24 製材, 25 造作用集材, 26 造作用集材, 27 造作用集材, 28 造作用集材. Includes sub-tables for film types, key specifications, and material grades.

6 内装改修工事(続き)

Table with 4 columns: 8 床張り用合板, 9 接着剤, 10 防蟻・防蟻処理, 11 床板張り, 12 軽量鉄骨天井下地, 13 軽量鉄骨壁下地. Includes sub-tables for plywood grades, adhesive types, and floor/ceiling treatments.

6 内装改修工事(続き)

Table with 4 columns: 14 ビニル床シート, 15 ビニル床タイル, 16 ビニル幅木, 17 カーペット敷き, 18 合成樹脂塗床, 19 フローリング張り. Includes sub-tables for vinyl sheet types, tile specifications, carpet grades, and flooring materials.

6 内装改修工事(続き)	天然木化粧複合フローリング	種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間仕材等の適用
	・複合1種70-11kg ・複合2種70-11kg ・複合3種70-11kg	・釘留め工法(根太張り) ・釘留め工法(直張り) ・接着工法	※なら	板厚 ・8以上 板幅 ・75以上 板長さ 900以上	・A種 ・B種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品		
20 畳敷き	フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 接着工法の場合の接着材 ※合成樹脂発泡シート 現場塗装仕上げ ・行う(施工場所) ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステインの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り ・行わない	種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間仕材等の適用
21 セッコウボード その他のボード張り	種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間仕材等の適用	
22 壁紙張り	種類	工法	樹種	厚さ/大きさ(mm)	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間仕材等の適用	

23 モルタル塗り	吸水調整材は、改修標準仕様書表4.2.21による 既製目地材 ・敷ける 施工箇所() 形状(※図示) 床目地 ・敷ける(工法 ※押し目地) 敷けない ・敷けない	[6.15.3.4]
24 タイル張り	伸縮調整目地の位置 床タイル(※縦、横とも4m以内ごと) ・図示) 床タイル以外() ・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り タイルの形状、寸法等 施工 主な用途 形状/寸法 吸水率による区分 うわぐすり 役物 色 再生材の耐湿害性 滑り 箇所による区分 (mm) I類 II類 III類 施す方 無 有 無 標準特注 適用 有 無 抵抗性	[6.16.2~4]
25 セルフレベリング材 塗り	標準的な曲がりの役物は一体形成とする 試験様子 ・行う ・行わない 見本焼き ・行う ・行わない 内装壁タイル接着材張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外	[6.17.2~3]
26 フリーアークセフフロア	耐震性能5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアークセフフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする 適用地震時水平力 1階及び地階 ※0.66以上 中間階(階) ※0.66以上 ・1.06以上 最上階(階) ※1.06以上 帯電防止床タイル ・置数タイプ ・パネル体タイプ (パネル体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする) 寸法精度 ※標準仕様書20.2.2(b)(5)(i)~(iii)による 厚さ ±0.5mm 平坦度 パネル周辺部 1.0mm以下 図式と各頂点を結ぶ線上部 2.0mm以下 表面仕上げ材の品質・性能は、標準仕様書19章内装工事による 床材の材質 ※7A2合金が(鉄)製、7A3製又は複合材等 構成材の材質 ・アルミニウム製 ・鋼製(仕上げ:) スロープ及びボーダー ※製造所の仕様による ・図示 配線用取り出しパネル フリーアークセフフロア全体面積に対する設置割合 ・50%以上 ・20~30% 配線取り出し開口 ・パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上 ・図示 空調用吹き出し(吸い込み)パネル ・無し ・有り(形式、施工箇所: 図示) コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様(コンセント本体は別途設備工事) コンセントの箇所数は図示 ローリングロード性能 ・適用する 適用室 () ・適用しない () ローリングロード試験 3,000N: 積載荷重1,000N時において、最大変形量1.5mm以下 (使用上有著な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと) 5,000N: 積載荷重1,000N時において、最大変形量1.0mm以下 (使用上有著な変形、欠け、割れがたつきなどの欠点がないこと) ・2重床用複合アウトレット用開口 (適用室) () 開口の枚 フロア面積8㎡につき1ヶ所かつ予備開口を14㎡につき1ヶ所 開口の大きさ (コンセント(電源): 2P15A設置極付×2 情報用モジュラージャック(電話): 8極8芯×1 の入ったアウトレットが納まる大きさ) 取付方法 フリーアークセフフロア製造所の仕様とする	[20.2.2]

27 移動間仕切	構造形式	構造基材の種類	総厚さ(mm)	表面仕上材	遮音性	防火性能
28 移動間仕切	構造形式	操作方式	圧縮装置の操作方式	総厚さ(mm)	表面仕上材	遮音性
29 トイレブース	表面材の種類	脚部	ドアエッジ	遮音性	防火性能	構造形式
30 視覚障害者用床タイル	施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	遮音性	防火性能
31 階段滑り止め	材質	幅(mm)	取付け工法	端部フラットエンド	遮音性	防火性能
32 床目地枠	床仕上げの異なる箇所には目地枠を入れる ※ステンレス製 型(幅40程度 厚1.5) ・ステンレス製 6×12 ・7A2製 押え金物 35×4	[20.2.7]				
33 手すり	形式	径	材質	仕上	遮音性	防火性能
34 黒板及び ホワイトボード	種類	寸法(mm)	色彩	形式	遮音性	防火性能
35 ブラインド	形式	操作方式	種類	スラットの材質	スラット幅(mm)	ボックスタイプの材質
36 カーテン	形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別、品名、特殊加工等	取付箇所	備考
37 カーテンレール	材質	形式	強度による区分	仕上げ	形状	備考
38 プラントボックス 及びフィッティング	清型×深さ(mm)	材質	表面処理	扉等の種類	扉等の仕様	備考
39 ロールスクリーン	材質	操作方式	遮光性	寸法(mm)	取付箇所	備考
40 コーナービード (壁が「ド」出隅保護金物)	材質	施工箇所	備考	遮音性	防火性能	構造形式
41 天井見切縁	材質	施工箇所	備考	遮音性	防火性能	構造形式
42 天井点検口	材質	寸法	形式	外枠	内枠	備考
43 床点検口	材質	寸法	形式	備考	遮音性	防火性能
44 通作家具	合板類、MDF、パーティクルボード、接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※既製対象外品 ・第三種品	[20.2.8]				
45 くつろぎマット	材質	寸法	受け枠	備考	遮音性	防火性能
46 ステンレス流し台	※優良住宅部品(セクショナルキッチン) ・(システムキッチン) 上板及びシンク底部はステンレス製、単槽シンク、トラップ付 寸法 シンク 引き出し ・W1350×D550~600×H800 ※3枚 ・() ※1段 ・() ・W1500×D550~600×H800 ※4枚 ・() ※1段 ・() ・W1800×D550~600×H800 ※4枚 ・() ※1段 ・() サイドパネル付	[20.2.12]				
47 コロン台	※優良住宅部品(セクショナルキッチン) ・(システムキッチン) テーブルトップはステンレス製、バックガード(※有り・無し) 寸法 開戸 ・W750×D550~600×H620 ※2枚 ・() ・W600×D550~600×H620 ※1枚または2枚 ・()	[20.2.13]				

6 内装改修工事(続き)	48 吊戸棚	※優良住宅部品(セクショナルキッチン) ・ () 寸法 ・ W1350×D350~450×H500 ※2枚 ・ (3枚) ・ W600×D350~450×H500 ※2枚 ・ () ※1段 ・ ()	開戸 棚板			
	49 水切棚	※既製品 ステンレス製一般型 ・ ()				
	50 屋内掲示板	種類 ・ ビンズ ・ ビン、?が?併用	取付方法 ・ メーカー仕様 ・	寸法 ・ 900×1200 ・ 900×1800	枠の材質 ・ アルミ製 ・	備考
	51 鋼製書架及び物品棚	種 類 ・ 鋼製書架 ・ 鋼製物品棚	規格等 J I S S 1 0 3 9 の規格による	J I S による種類 (20.2.10) ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 4種 ・ 5種 ・ 6種		
	52 洗面カウンター	材 種 ・ メラミン樹脂化粧板張り(心材:集成材) ・ 人工大理石 奥行き(mm) ・ 約450 ・ 約600 ・ 約750				
53 防煙垂れ壁	・ 固定式 材 質 ・ 鋼入り腐板ガラス ・ 鋼入り腐板ガラス	厚さ(mm) ※6.8	高さ(mm) ※500	備 考 アルミ製枠付き		
	・ 可動式 種 類 ・ 垂直降下式(巻取り型) ・ 回転降下式	材 質 ※不燃布(不燃認定品)	高さ(mm) ※500 ・ 800	備 考 ガイドレール ※固定式(壁埋込型) ・ 可動式(天井収納型) 表面仕上げ ※天井材張り		
54 表示	降下機構 ・ 温度感知器連動及び手動開放装置(埋込型) 衝突防止表示 ※図示(市販品 ※ステンレス製 径約30mm ・ () (・ 前面 ・ 片面) ・ 無し 表示標識 案内用図記号についてはJ I S Z 8 2 1 0による。 誘導標識、非常用出入口表示等は消防法に適合する市販品とし、その他は共通詳細図による。					

7 塗装改修工事	1 材料	7.1.1 屋内で使用される塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所:)
	2 下地調整	7.1.2.1 塗装えりB種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替面積の30% ※図示 ・
	3 錆止め塗料塗り	7.1.2.2 錆止め塗料塗りの種別
	4 塗装	

8 耐震改修工事	1 材料	7.1.3 屋内で使用される塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所:)
	2 下地調整	7.1.2.1 塗装えりB種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※塗替面積の30% ※図示 ・
	3 錆止め塗料塗り	7.1.2.2 錆止め塗料塗りの種別
	4 塗装	

9 環境配慮改修工事	1 アスベスト除去工事 共通事項	石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任する 特別管理産業廃棄物管理責任者 保温材について排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる アスベスト粉じん濃度の測定方法は、改修標準仕様書9.1.11による 専門測定機関は、改修標準仕様書9.1.1(e)による 報告書の作成は、改修標準仕様書9.1.1(d)による 官公署その他への手続き 改修標準仕様書1.1.3によるほか、次の必要な手続きを行う (1)建築物解体等作業届(所管労働基準監督署) (2)特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書(都道府県知事又は市長) 洗浄設備 (1)洗眼、うがいの設備を設ける (2)更衣設備等を設ける 表示・提示 改修標準仕様書9.1.2(f)による表示・提示を行う 作業場の養生 ・ 処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する ・ 全面養生(床及び壁) 対象室() ・ 部分養生(床及び壁の対象部位+1m) 対象室(上記全面養生室以外) ・ 処理場所付近をビニルシート等の適切な方法にて養生を行う アスベスト含有保温材等の除去については、改修標準仕様書9.1.3による
	2 アスベスト成形板の処理等	処理を行うアスベスト成形板の仕様等 材料名 厚さ(mm) 処理を行う範囲 ・ スレート波板 ※図示 ・ ・ サイディング ※図示 ・ ・ ロックウール吸音板 ※図示 ・ ・ 石綿セメント板 ※図示 ・ ・ ビニル床タイル ※図示 ・ ・ ビニル床シート ※図示 ・ ・ ビニル幅木 ※図示 ・

9 環境配慮改修工事(続き)	3 吹付けアスベストの処理	吹付けアスベストの施工調査 ※行う アスベスト含有分析調査 ・ 行う ※ J I S A 1 4 8 1 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による () 材料名 定性分析 定量分析 ・ (検体数:) (検体数:) ・ (検体数:) (検体数:) ・ (検体数:) (検体数:) ・ (検体数:) (検体数:) 試料採取箇所 ※図示 ・ () アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 測定時期 測定場所 室名() 室名() 備考 測定点 測定点 処理作業前 処理作業室内 ()点 ()点 施工区画周辺又は敷地周辺 ()点 ()点 処理作業中 処理作業室内 ()点 ()点 セキュリティゾーン入口 ()点 ()点 負圧・除じん装置の排出口 ()点 ()点 施工区画周辺又は敷地周辺 ()点 ()点 処理作業後 処理作業室内 ()点 ()点 施工区画周辺又は敷地周辺 ()点 ()点 測定点合計 ()点
	4 アスベスト含有保温材等の処理	アスベスト含有保温材等の施工調査 ※行う 処理を行うアスベスト含有保温材等の仕様等 材料名 厚さ(mm) 処理を行う範囲 ・ アスベスト含有保温材 ※図示 ・ ・ アスベスト含有耐火被覆板 ※図示 ・ ・ アスベスト含有断熱材 ※図示 ・

6 屋上緑化改修工事	5 断熱材	フェノールフォームのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外品 ・ 第三種品 ・ 打込み断熱材 材種 溶剤の種類 種類 厚さ ・ ビンズ法*1*2*3*4*5*6*7*8*9*10*11*12*13*14*15*16*17*18*19*20*21*22*23*24*25*26*27*28*29*30*31*32*33*34*35*36*37*38*39*40*41*42*43*44*45*46*47*48*49*50*51*52*53*54*55*56*57*58*59*60*61*62*63*64*65*66*67*68*69*70*71*72*73*74*75*76*77*78*79*80*81*82*83*84*85*86*87*88*89*90*91*92*93*94*95*96*97*98*99*100*101*102*103*104*105*106*107*108*109*110*111*112*113*114*115*116*117*118*119*120*121*122*123*124*125*126*127*128*129*130*131*132*133*134*135*136*137*138*139*140*141*142*143*144*145*146*147*148*149*150*151*152*153*154*155*156*157*158*159*160*161*162*163*164*165*166*167*168*169*170*171*172*173*174*175*176*177*178*179*180*181*182*183*184*185*186*187*188*189*190*191*192*193*194*195*196*197*198*199*200*201*202*203*204*205*206*207*208*209*210*211*212*213*214*215*216*217*218*219*220*221*222*223*224*225*226*227*228*229*230*231*232*233*234*235*236*237*238*239*240*241*242*243*244*245*246*247*248*249*250*251*252*253*254*255*256*257*258*259*260*261*262*263*264*265*266*267*268*269*270*271*272*273*274*275*276*277*278*279*280*281*282*283*284*285*286*287*288*289*290*291*292*293*294*295*296*297*298*299*300*301*302*303*304*305*306*307*308*309*310*311*312*313*314*315*316*317*318*319*320*321*322*323*324*325*326*327*328*329*330*331*332*333*334*335*336*337*338*339*340*341*342*343*344*345*346*347*348*349*350*351*352*353*354*355*356*357*358*359*360*361*362*363*364*365*366*367*368*369*370*371*372*373*374*375*376*377*378*379*380*381*382*383*384*385*386*387*388*389*390*391*392*393*394*395*396*397*398*399*400*401*402*403*404*405*406*407*408*409*410*411*412*413*414*415*416*417*418*419*420*421*422*423*424*425*426*427*428*429*430*431*432*433*434*435*436*437*438*439*440*441*442*443*444*445*446*447*448*449*450*451*452*453*454*455*456*457*458*459*460*461*462*463*464*465*466*467*468*469*470*471*472*473*474*475*476*477*478*479*480*481*482*483*484*485*486*487*488*489*490*491*492*493*494*495*496*497*498*499*500*501*502*503*504*505*506*507*508*509*510*511*512*513*514*515*516*517*518*519*520*521*522*523*524*525*526*527*528*529*530*531*532*533*534*535*536*537*538*539*540*541*542*543*544*545*546*547*548*549*550*551*552*553*554*555*556*557*558*559*560*561*562*563*564*565*566*567*568*569*570*571*572*573*574*575*576*577*578*579*580*581*582*583*584*585*586*587*588*589*590*591*592*593*594*595*596*597*598*599*600*601*602*603*604*605*606*607*608*609*610*611*612*613*614*615*616*617*618*619*620*621*622*623*624*625*626*627*628*629*630*631*632*633*634*635*636*637*638*639*640*641*642*643*644*645*646*647*648*649*650*651*652*653*654*655*656*657*658*659*660*661*662*663*664*665*666*667*668*669*670*671*672*673*674*675*676*677*678*679*680*681*682*683*684*685*686*687*688*689*690*691*692*693*694*695*696*697*698*699*700*701*702*703*704*705*706*707*708*709*710*711*712*713*714*715*716*717*718*719*720*721*722*723*724*725*726*727*728*729*730*731*732*733*734*735*736*737*738*739*740*741*742*743*744*745*746*747*748*749*750*751*752*753*754*755*756*757*758*759*760*761*762*763*764*765*766*767*768*769*770*771*772*773*774*775*776*777*778*779*780*781*782*783*784*785*786*787*788*789*790*791*792*793*794*795*796*797*798*799*800*801*802*803*804*805*806*807*808*809*810*811*812*813*814*815*816*817*818*819*820*821*822*823*824*825*826*827*828*829*830*831*832*833*834*835*836*837*838*839*840*841*842*843*844*845*846*847*848*849*850*851*852*853*854*855*856*857*858*859*860*861*862*863*864*865*866*867*868*869*870*871*872*873*874*875*876*877*878*879*880*881*882*883*884*885*886*887*888*889*890*891*892*893*894*895*896*897*898*899*900*901*902*903*904*905*906*907*908*909*910*911*912*913*914*915*916*917*918*919*920*921*922*923*924*925*926*927*928*929*930*931*932*933*934*935*936*937*938*939*940*941*942*943*944*945*946*947*948*949*950*951*952*953*954*955*956*957*958*959*960*961*962*963*964*965*966*967*968*969*970*971*972*973*974*975*976*977*978*979*980*981*982*983*984*985*986*987*988*989*990*991*992*993*994*995*996*997*998*999*1000
	6 屋上緑化改修工事	植栽基盤及び材料 屋上緑化軽量システム ※適用する ・ 適用しない 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示 ・ 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 ※図示 ・ (品質・性能・試験方法) 建築材料等品質性能表による かん水装置 ・ 設置する(種類 ・) 既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない 支柱 ・ 設置する(種類 ・ 図示 ・)

7 透水性アスファルト舗装改修工事 [8.7.2.3.5~9]

適用範囲：歩道
既存舗装の除去及び再利用 ※図示

路床

路床の材料	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示
・遮断層	・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)	・図示
・凍上抑制層	・再生クラッシュヤラン[G] ・クラッシュヤラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂(75μmふるい通過量10%以下)	・図示
・フィルター層	・砂	・図示

路床安定処理
※添加材料による安定処理
種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種
・生石灰(・特号 ・1号) ・消石灰(・特号 ・1号)

添加量 kg/m³ (目標CBR ・5以上)

・ジオテキスタイル
単位面積質量 ・60g/m²以上
厚さ(mm) ・0.5~1.0
引張強さ ・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上
透水係数 ・1.5×10⁻⁴cm/sec以上

試験
砂の粒度試験 ・行う ・行わない
路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う ・行わない
路床締固め度の試験 ・行う ・行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・図示
路盤材料 ※再生材のクラッシュヤラン[G]
・クラッシュヤラン鋼製スラグ[G]
・
・
・図示

試験
路盤締固め度の試験 ※行う ・行わない

舗装

材料	厚さ(mm)
・ストレートアスファルト	・図示

試験
透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの

8 排水性アスファルト舗装[G] (22.8.2.3.6)

区分	種類	材料	厚さ(mm)
表層	・排水性舗装用73776t混合物	・6'77a-改良73776tⅡ型	・図示
基層	・加熱73776t混合物等(密粒73776t混合物)	・再生73776[G] ・ストレート73776t	・図示

舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの
試験
73776t混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない

9 路盤 (22.2.7.3.5)(表3.2.1)

路盤の厚さ ・図示
路盤材料 ・砕石 C-40
・再生クラッシュヤラン[G] RC-40
・クラッシュヤラン鋼製スラグ[G] CS-40
・
・図示

試験
路盤締固め度の試験 ※行う ・行わない

3 アスファルト舗装 (22.4.2~6)(表22.4.1)

アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示

材料
アスファルト ・再生アスファルト[G] ・スレートアスファルト
骨材 ・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 [G]

加熱アスファルト混合物の種類

区分	地域	種類
表層	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13F)
基層	一般及び寒冷地域	・粗粒度アスファルト混合物(20)

シールコートの施工 ・行う ・行わない
試験
アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない
舗装の平坦性 ※通行の資料となる水たまりを生じない程度

請負者と下請業者の二者連名による保証書を監督職員に提出する。

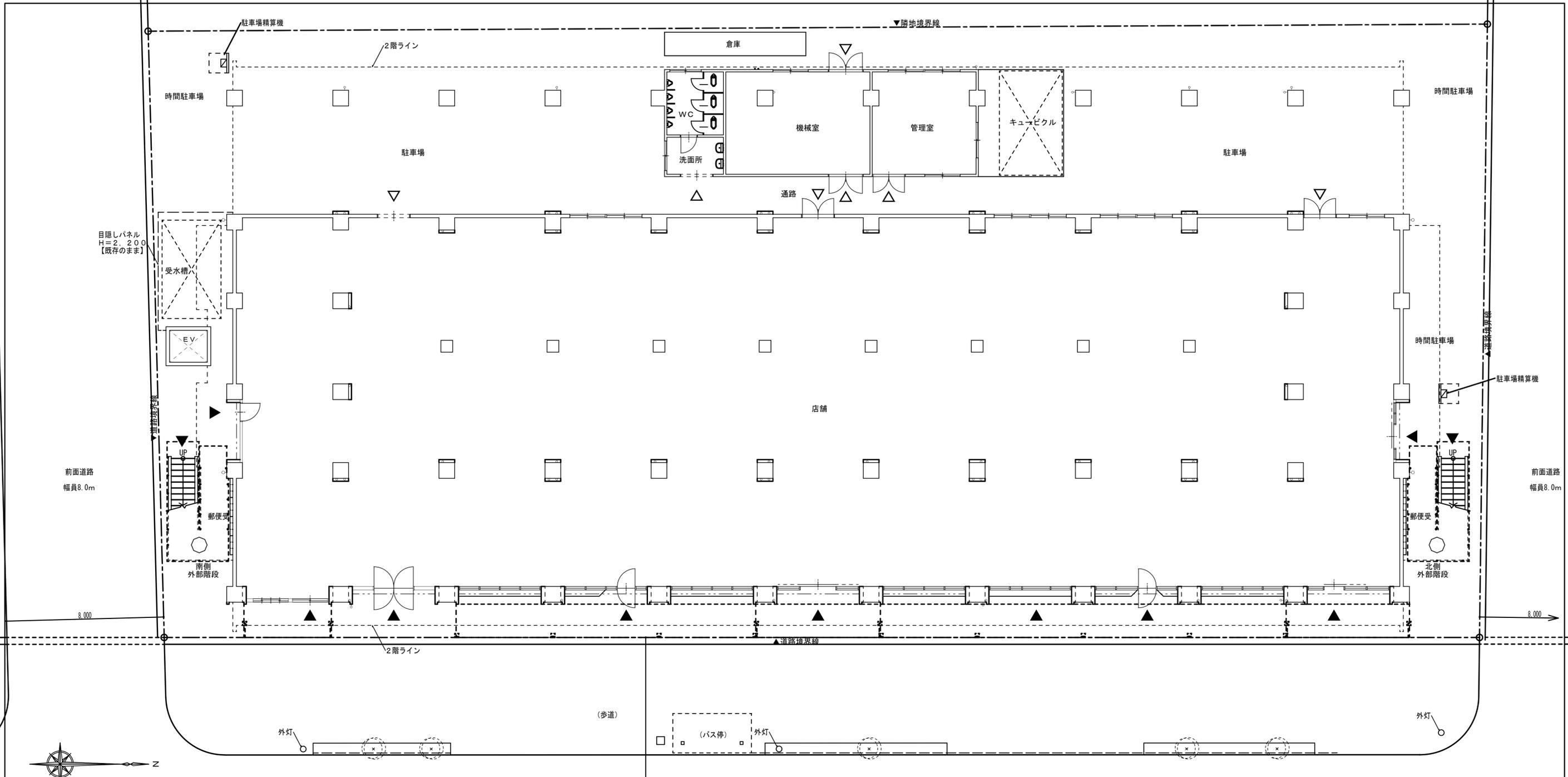
種別	適用	保証期間
防水改修工事	・アスファルト防水	()年
	・合成高分子系ルーフィングシート防水	()年
	・塗膜防水	()年
	・シーリング	(5)年
	・長尺金属板葺	()年
内装改修工事	・防蟻処理	()年
	・	()年
外壁改修工事	・アクリルゴム系外壁化粧防水材	()年
	・外壁補修 (注込、ピンニング、ポリマーセメント等)	(10)年 ()年 ()年

2 イメージアップ工事

項目	適用
(1) 休憩所	・面積 m ² ・内装の程度 ()
(2) 更衣室	・面積 m ² ・内装の程度 () ・ロッカー
(3) シャワー施設	・ユニット ケ所 ・現場建て ケ所
(4) トイレの水洗化	・水洗 ・簡易水洗
(5) 仮面いのデザイン	・範囲 () ・仕様 () ・塗装の程度 ・見学窓
(6) フラワーボックス	・大きさ () ・個数 個 ・設置期間 ()
(7) 夜間照明設備	・仕様 () ・個数 個 ・設置場所 () ・照明時間 ()
(8) PRコーナー	・設計図面に提示
(9) PR看板	・大きさ () ・個数 個 ・仕様 ()
(11) 通学路等専用歩道	・仮設図面に提示

10 保証書の提出及び保証期間

- ・サンプリングの採取(1次分析用)
現場においてサンプルを採取する
採取箇所 ※外壁目地 ・図示 ・()箇所
採取箇所数 ※部材が異なる毎に1箇所 ・()箇所
- ・サンプリングの採取(2次分析用)
・現場においてサンプルを採取する
採取箇所 ※外壁目地 ・図示 ・()箇所
採取箇所数 ・()箇所
・免注者より貸与する
分析箇所数 ・()箇所
- 1) 採取作業はシーリング等が散逸することのないよう注意して行う
2) シーリング材は目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリエチレン製の密封袋に保管し、No.及び採取場所を記入する。
サンプルは1袋につき1つずつ入れること。
3) カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換えること
4) シーリング材を切断した部分には必要に応じて補修すること。
補修材料は特記仕様書による。
5) 皮膚との接触等を避けるため保護手袋及び保護マスクを着用する
6) 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをを行う
7) 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣と同様にポリエチレン製の密封袋に入れる。
- ・サンプリングの分析
・1次分析(シーリング種類の調査)
「シーリング材種別決定及びPCB含有分析の要否判定依頼書」を作成し、採取したサンプルと併せて日本シーリング材工業会に送付し、分析を行うこと
・2次分析(PCB含有率調査)
専門分析機関にサンプルを送付しPCB含有分析を行うこと
- ・施工調査等
調査範囲 ※図示 ・()
処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと
シーリングの使用部位の確認
シーリング長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の抽出方法
- ・除去処理工事
PCBを含有したシーリング材の処理は次によるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)」並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により適切に行うこと
1) 工事に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承認を得ること
2) シーリング材の散逸防止として、床面、開口部、換気口等に養生を行い、作業区域からの飛散防止措置をとること
3) 作業員は保護マスク及び保護手袋を着用すること
4) シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで極力切除する
5) 除去工事終了後、シーリング材及び散逸物を回収しポリエチレン製の密閉袋に入れ、保管容器に入れること。保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所を考慮し、監督職員の承認を得たものとする。
6) 除去及び回収状況について監督職員の検査を受けること
7) 工事終了後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事象が発生した場合は監督職員と協議する



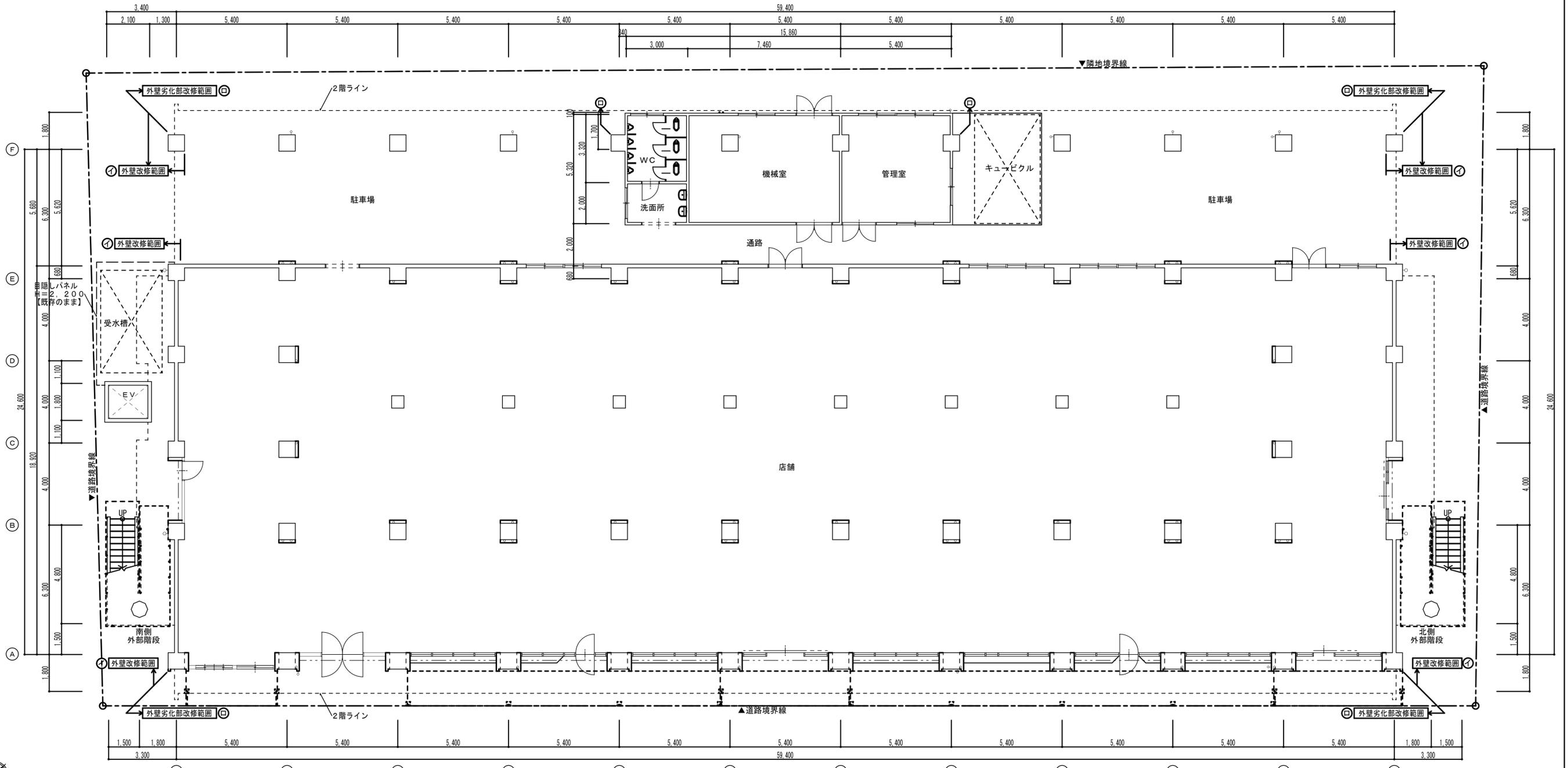
配置図 S=1/100



記					
事					

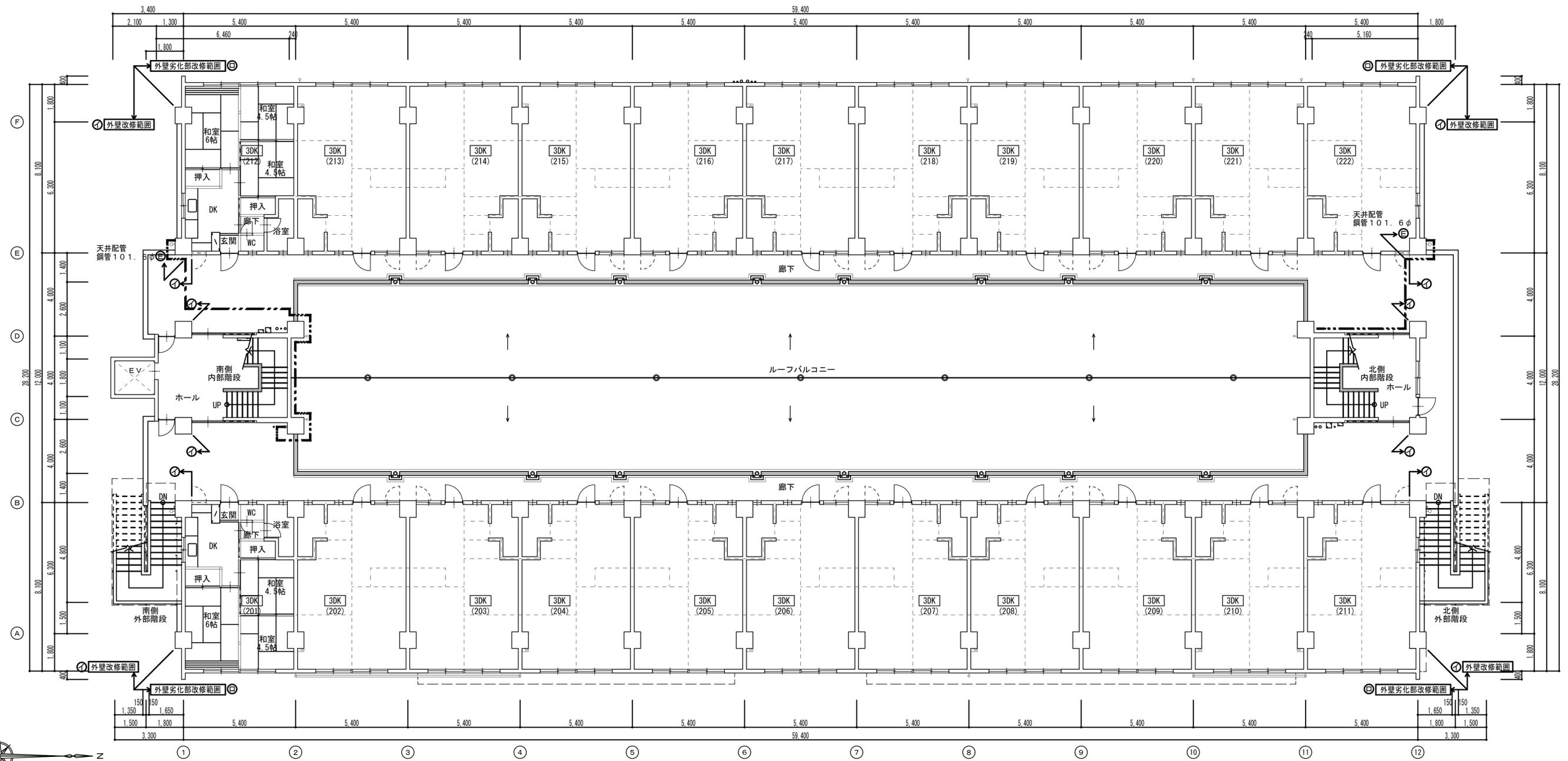
〒82-8035 長崎市油木町15番11号 TEL(06)942-5001	設計	担当	製図	工事名称	設計日
株式会社 木戸設計				川口団地外壁改修工事	H26.9.
一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号	図面名称	縮尺	図面番号		
	配置図、案内図	1/100(A1) 1/200(A3)	A-10		

仕上凡例 ※特記なきものは以下による		⑤-4 南北面 外部巾木		⑤-1 南北面 鉄面塗替え (建具、管、盤他)		備考			
A-1 南北外壁面 バラベツ	既存	モルタル刷毛引きの上、複層塗材E吹付	既存	モルタル仕上	既存		1. 外壁改修範囲 ①外壁改修(南北面) : 全面仕上塗材及び劣化部分の改修とする。 ②外壁劣化部改修(東西面) : 劣化部分のみの改修及びその部分の仕上塗材補修とする。 (※GL+21.900レベルのバラベツ及び揚裏は全面仕上塗材及び劣化部分の改修とする) 2. ⑤錆止め: 変性エポキシ樹脂プライマー現場2回塗。 3. 図示以外の配管については、必要に応じ現場にて監督員との協議の上、塗装など処理を行う。 4. 設備配管撤去については状況を確認し、再度監督員との協議の上決定する。 (撤去後の補修: キャップ止めとする。) 5. 改修施行範囲は、施工数量調査を行い、監督員との協議の上決定する。		
	改修	高圧水洗浄 +セメント系下地調整塗材(C-1)カチオン系(JIS A 6916) +アクリルゴム系壁面防水化粧材仕上(JIS A 6021 外壁用塗膜防水材)	改修	高圧水洗浄	改修	下地調整(RB種)+錆止め+DP塗替(3級-B種) ※管の挿み金物は特記のみ【取替】とする			
A-2 東西外壁面 バラベツ	既存	モルタル刷毛引きの上、複層塗材E吹付	⑤-5 東西面 外部巾木	既存	モルタル仕上	⑤-2 東西面 鉄面塗替え (建具、管、盤他)		既存	SOP塗
	改修	高圧水洗浄 +セメント系下地調整塗材(C-1)カチオン系(JIS A 6916) +アクリルゴム系壁面防水化粧材仕上(JIS A 6021 外壁用塗膜防水材)		改修	既存のまま			改修	既存のまま
E-1 南北外壁面 (塗材部)	既存	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E吹付 または複層塗材E吹付	⑤-1 南北面 揚げ裏	既存	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E吹付(リシン)	⑤-2 東西面 鉄面塗替え (建具、管、盤他)		既存	SOP塗
	改修	高圧水洗浄 +セメント系下地調整塗材(C-1)カチオン系(JIS A 6916) +アクリルゴム系壁面防水化粧材仕上(JIS A 6021 外壁用塗膜防水材)		改修	高圧水洗浄 +水性反応硬化形軒天用塗替専用仕上塗材			改修	既存のまま
E-2 東西外壁面 (塗材部)	既存	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E吹付 または複層塗材E吹付	⑤-2 東西面 揚げ裏	既存	モルタル刷毛引きの上、外装薄塗材E吹付(リシン)	⑤-1 南北面 塩ビ面 (管、盤他)		既存	V P塗
	改修	既存のまま(劣化改修部分の仕上塗材補修のみとする。B-1に準ずる)		改修	高圧水洗浄 +水性反応硬化形軒天用塗替専用仕上塗材			改修	下地調整(鉄面RB種程度)+DP塗替(3級-B種) ※管の挿み金物は特記のみ【取替】とする
E-3 東西外壁面 (タイル貼)	既存	モルタル下地、小口平タイル貼(108×60)	⑤-2 東西面 塩ビ面 (管、盤他)	既存	V P塗	⑤-1 南北面 塩ビ面 (管、盤他)		既存	V P塗
	改修	既存のまま		改修	※管の挿み金物のみ特記により【取替】とする			改修	※管の挿み金物のみ特記により【取替】とする



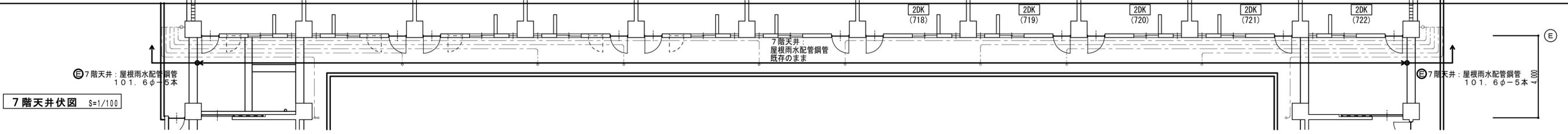
1階平面図 S=1/100

記 事					〒82-0035 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001 株式会社 木戸設計 <small>一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号</small>		設計 担当	製図 製図	工事名称 川口団地外壁改修工事	設計日 H26.9.
	図面名称 1階平面図								縮尺 1/100(A1) 1/200(A3)	図面番号 A-11

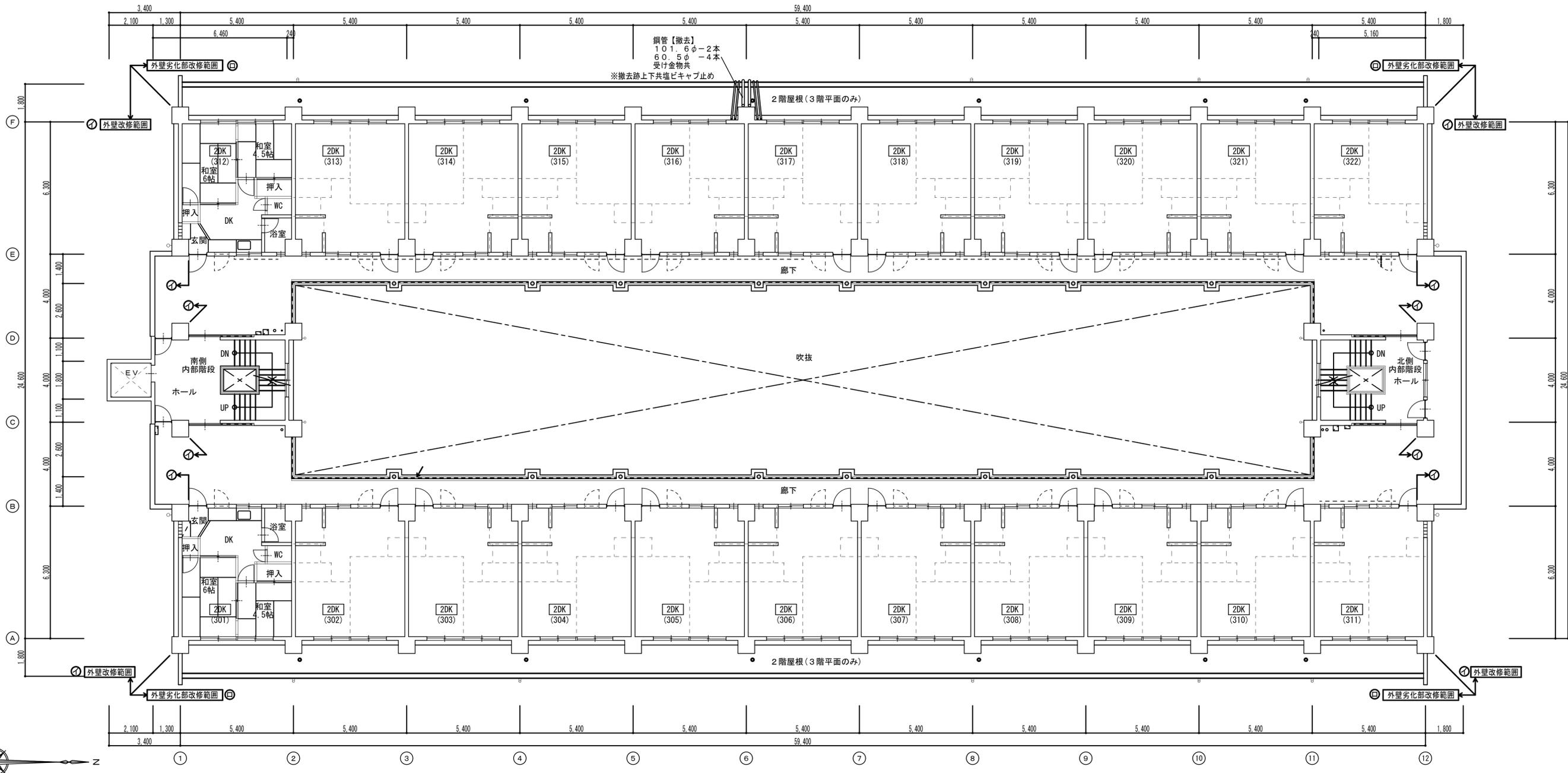


2階平面図 S=1/100

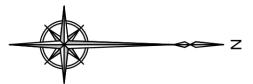
記 事				〒82-0005 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001		設計	担当	製図	工事名称	設計日
				株式会社 木戸設計					川口団地外壁改修工事	H26.9.
				一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号		図面名称			縮尺	図面番号
						2階平面図			1/100(A) 1/200(A3)	A-12



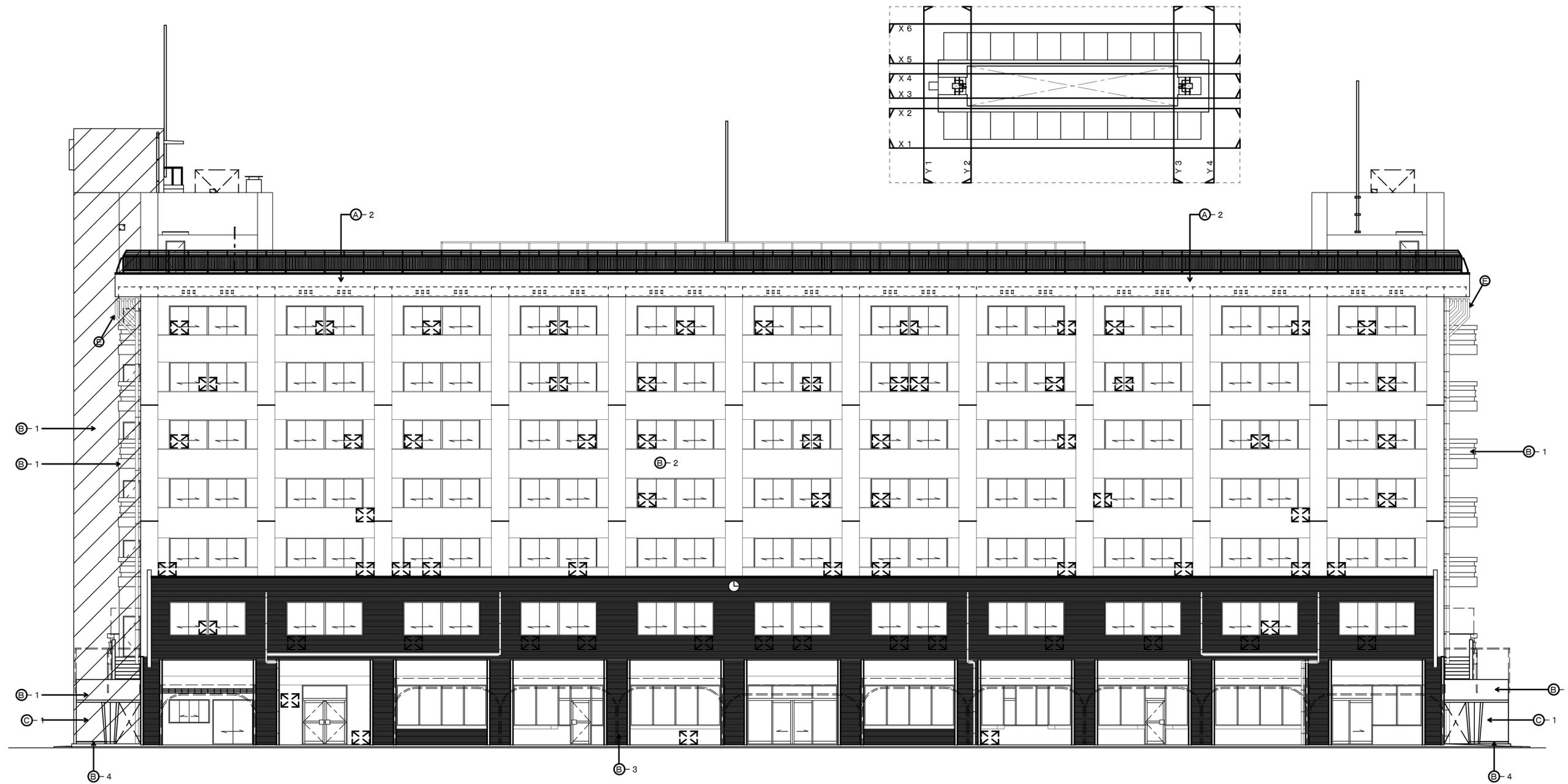
7階天井伏図 S=1/100



3~7階平面図 S=1/100



記 事					〒82-005 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001		設計 担当 製図	工事名称 川口団地外壁改修工事	設計日 H26.9.
					株式会社 木戸設計 <small>一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建設大臣登録番号 第209902号</small>			図面名称 3~7階平面図	縮尺 1/100(A) 1/200(B)

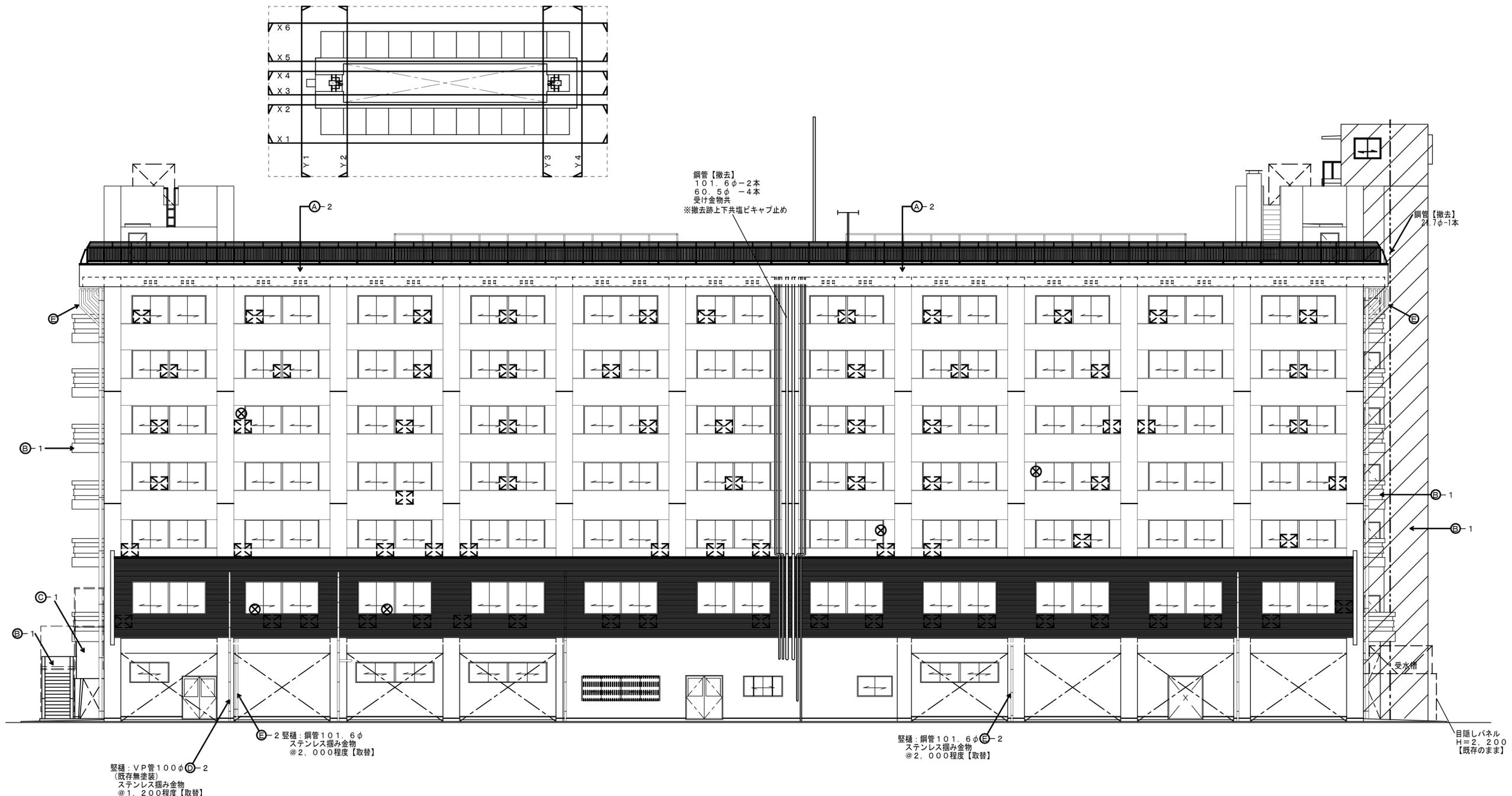


東側立面図 S=1/100
(X 1 面)

☒ : エアコン室外機

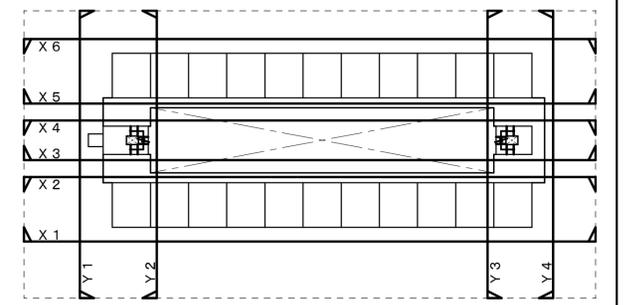
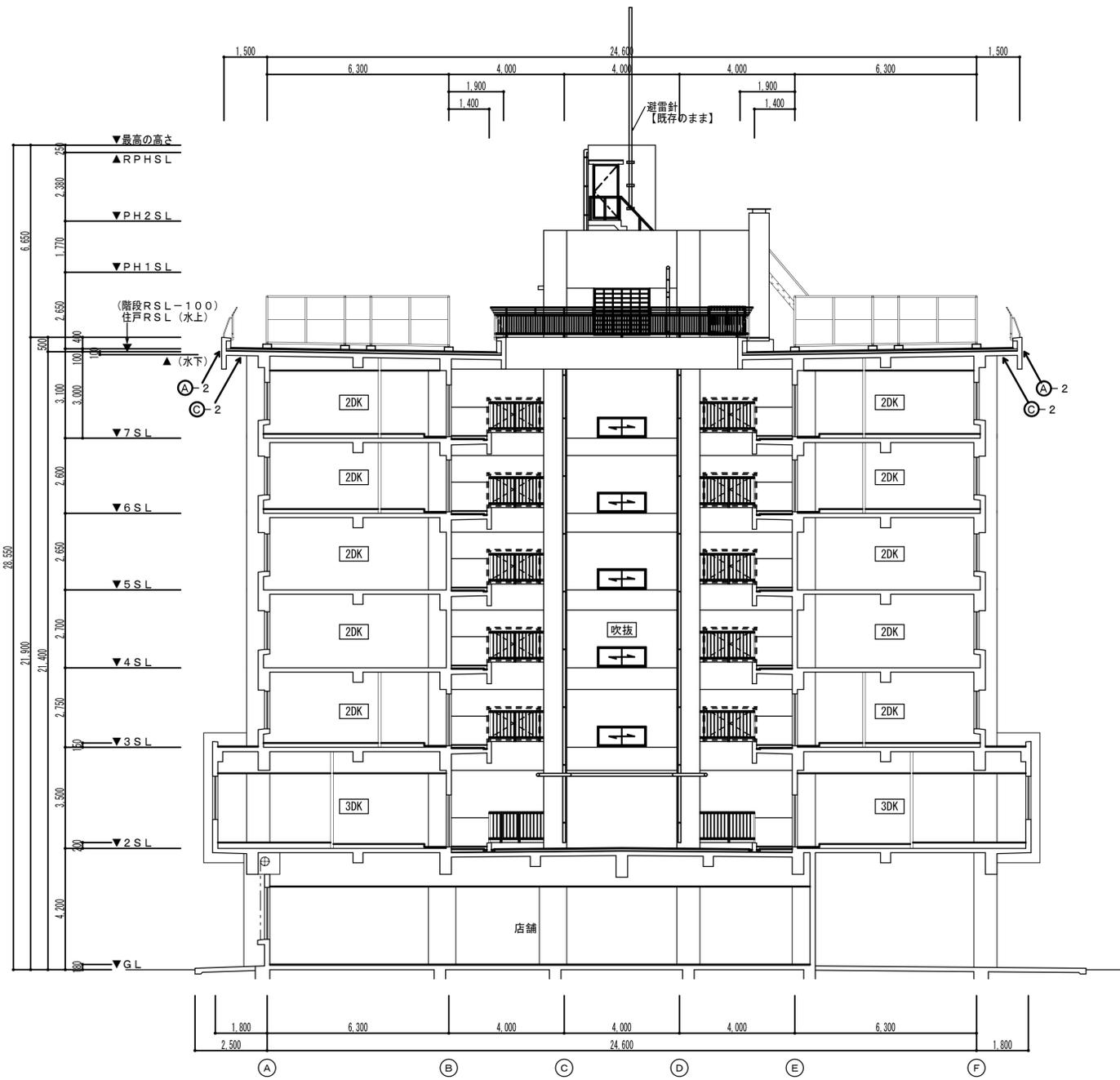
記 号	内容	設計	担当	製図	工事名称	設計日
					川口団地外壁改修工事	H26. 9.
事	内容	設計	担当	製図	図面名称	縮尺
					東側立面図(X 1 面)	1/100(A) 1/200(B)
						図面番号
						A-15

〒82-8005 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001
株式会社 木戸設計
 一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号
 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号



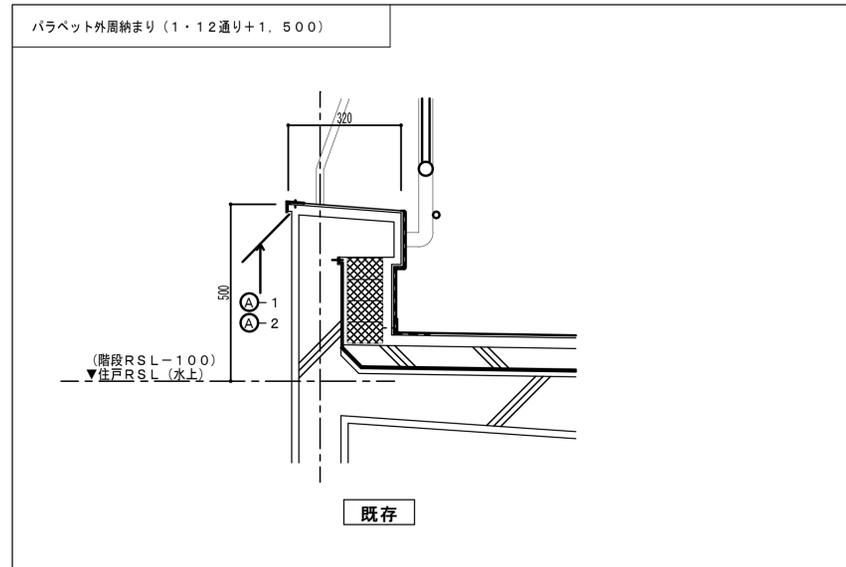
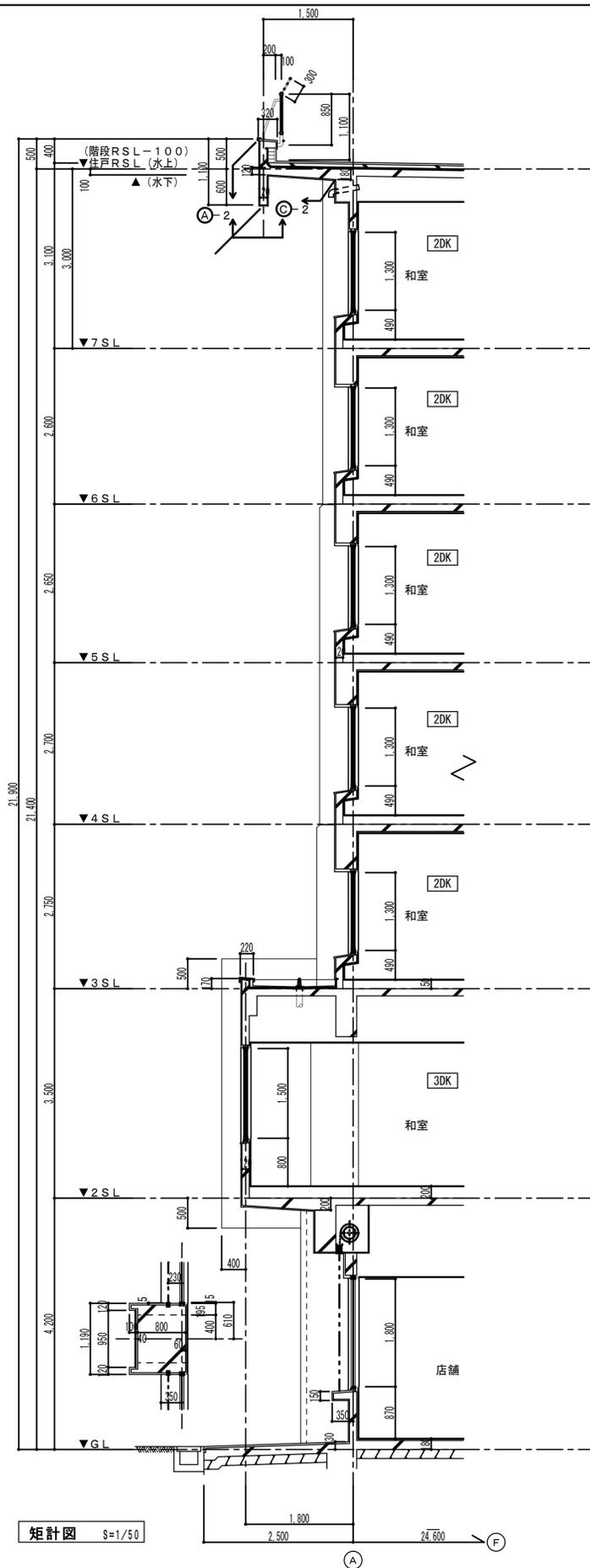
西側立面図 S=1/100
(X6面)

記 事				〒82-8035 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001		設計	担当	製図	工事名称	設計日
				株式会社 木戸設計					川口団地外壁改修工事	H26.9.
			一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号					図面名称	縮尺	図面番号
								西側立面図(X6面)	1/100(A) 1/200(B)	A-16



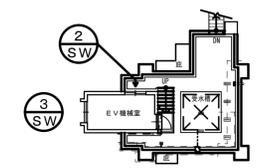
Y方向断面図 S=1/100
(Y2面)

記	#				〒82-005 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001	設計	担当	製図	工事名称	設計日
									川口団地外壁改修工事	H26.9.
					株式会社 木戸設計 一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建設大臣登録番号 第209902号			図面名称	縮尺	図面番号
						Y方向断面図	1/100(A) 1/200(B)	A-18		

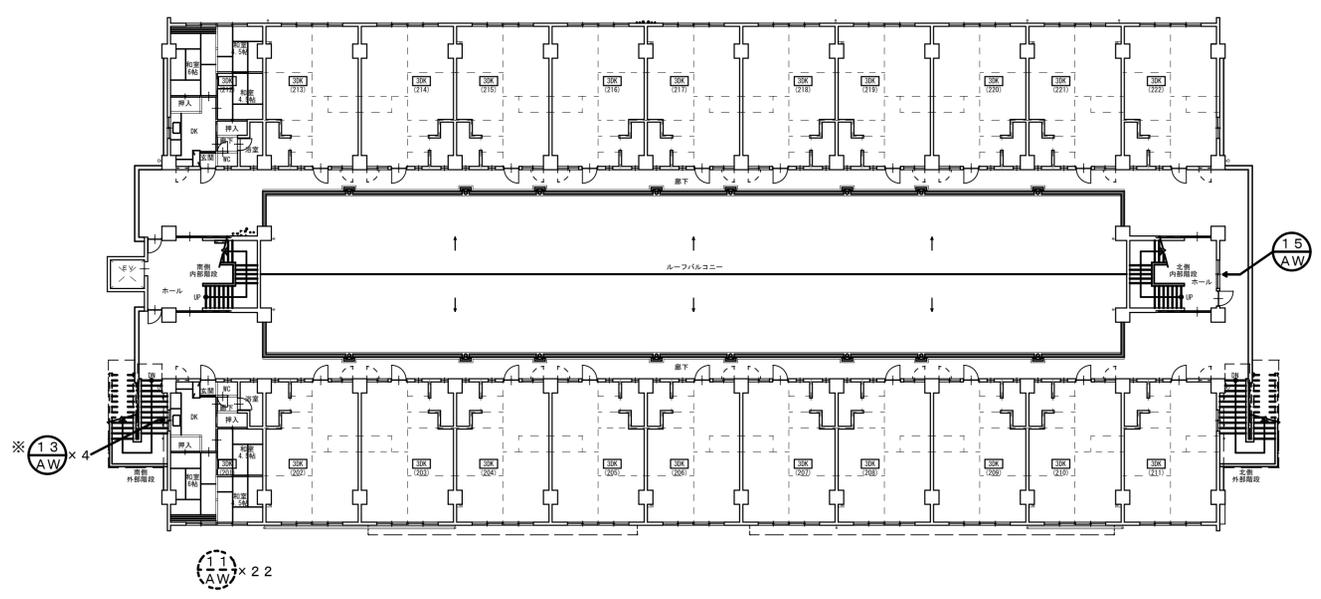


記					〒82-0035 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001	設計	担当	製図	工事名称 川口団地外壁改修工事	設計日 H26.9.	
	株式会社 木戸設計										図面名称 矩計図
事					一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号						
					一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号						

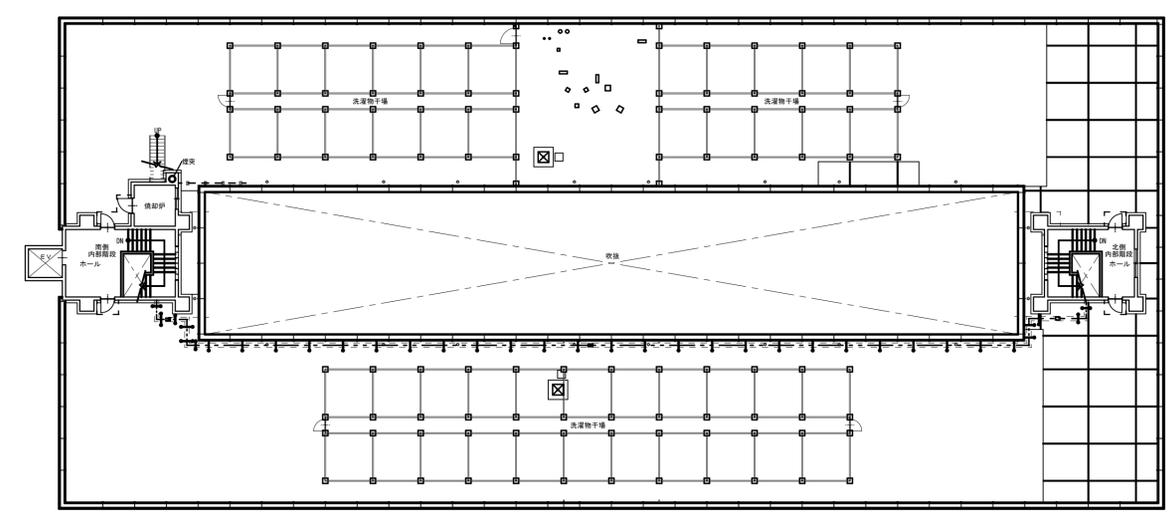
○ : 既存建具を示す
 ○ (虚線) : 【既存のまま】・【工外】の建具を示す



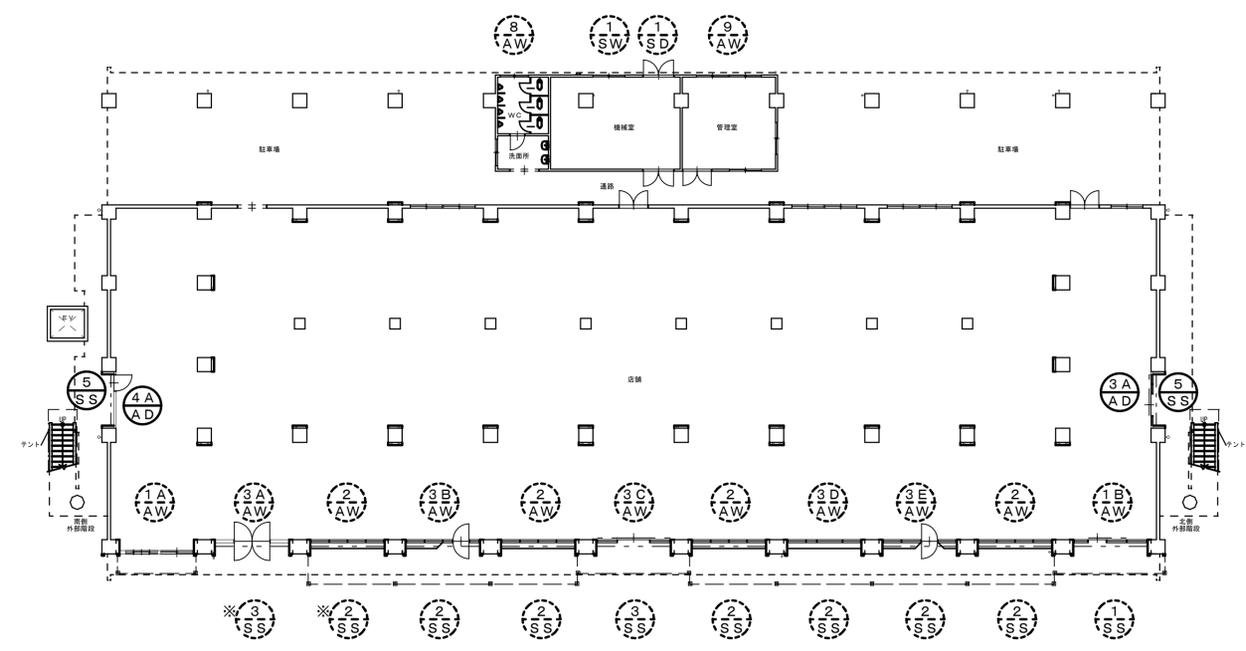
南塔屋 S=1/200



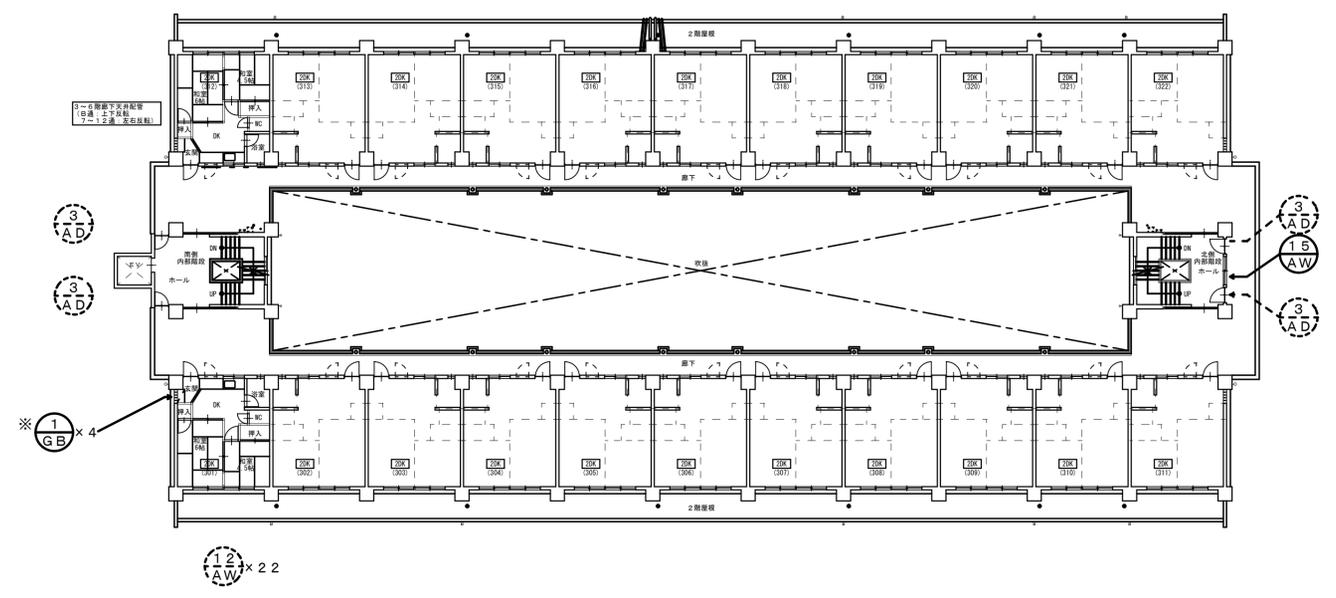
2階 S=1/200



屋根 S=1/200



1階 S=1/200



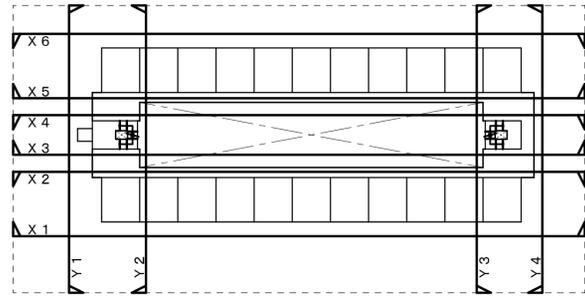
3~7階 S=1/200

○ x 数量 ← 1階分の数量

記 事					〒82-0035 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001	設計	担当	製図	工事名称	川口団地外壁改修工事	設計日	H26.9.	
					株式会社 木戸設計				図面名称	建具平面図	縮尺	1/200(A) 1/400(B)	図面番号
				<small>一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号</small>									

符号	② SW EV機械室 1ヶ所	③ SW 機械室 搭屋 1ヶ所	③ A AD 店舗 1階 1ヶ所	④ A AD 店舗 1階 1ヶ所	① 3 AW 住戸 2階 4ヶ所	① 5 AW 内部階段 2~7階 6ヶ所	⑤ SS 店舗 1階 2ヶ所	① GB 住戸 3~7階 4×5階=20ヶ所		
窓図										
既存	引き違い鋼製窓 SOP塗	固定鋼製ガラリ SOP塗	FIX付片引きスチール製自動ドア	FIX付片開きスチール製フラッシュドア	引き違いスチール製窓	引き違いスチール製窓	電動鋼製シャッター SOP塗	ガラスブロック 145×300×95 5列3段		
改修	両面・枠共 下地調整(RB種) +DP塗替(3級 B種) 鋼製格子【塗替】 下地調整(RB種)+DP塗替(3級 B種) 建具廻りシーリング 10×10 変成シリコン系(MS-2)【打替】	両面・枠共 下地調整(RB種) +DP塗替(3級 B種)	建具廻りシーリング 10×10 変成シリコン系(MS-2)【打替】	建具廻りシーリング 10×10 変成シリコン系(MS-2)【打替】	【既存のまま】	鋼製格子【塗替】 下地調整(RB種)+DP塗替(3級 B種) 建具廻りシーリング 10×10 変成シリコン系(MS-2)【打替】	両面・枠共 …1ヶ所 下地調整(RB種) +DP塗替(3級 B種)	建具廻りシーリング 10×10 変成シリコン系(MS-2)【打替】		
符号										
窓図										
既存										
改修										
符号	① A AW 店舗 1階 1ヶ所	① B AW 店舗 1階 1ヶ所	② A AW 店舗 1階 4ヶ所	③ A AW 店舗 1階 1ヶ所	③ B AW 店舗 1階 1ヶ所	③ C AW 店舗 1階 1ヶ所	③ D AW 店舗 1階 1ヶ所	③ E AW 店舗 1階 1ヶ所	① SD 機械室 1階 1ヶ所	
窓図										
既存	引き違いスチール製ドア、引き分け窓	FIX付片引きスチール製自動ドア	FIX4連スチール製窓	FIX付片開きスチール製窓ドア	FIX付片開きスチール製窓ドア	FIX付引き分けスチール製自動ドア	FIX5連スチール製窓	FIX付片開きスチール製窓ドア	両開き鋼製フラッシュドア	
改修	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	
符号	⑧ AW WC 1階 1ヶ所	⑨ AW 管理室 1階 1ヶ所	① 1 AW 住戸 2階 22ヶ所	① 2 AW 住戸 3~7階 22×5階=110ヶ所	① SS 店舗 1階 1ヶ所	② SS 店舗 1階 7ヶ所	③ SS 店舗 1階 2ヶ所			
窓図										
既存	引き違いスチール製窓	2連引き違いスチール製窓	2連引き違いスチール製窓	2連引き違いスチール製窓	電動鋼製シャッター	電動鋼製シャッター	電動鋼製シャッター			
改修	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】	【工事外】			

<p>工法1：アンカーピンニング部分注入工法</p> <p>A. 外壁改修工事 一般部分：改修数量 2.5㎡ (※設計変更対応) 一般タイル部分：改修数量 1.0㎡ (※設計変更対応) 狭巾部分：改修数量 2.0㎡ (※設計変更対応)</p> <p>工法断面図 標準配置グリッド</p>	<p>工法2：モルタル浮き部はつり補修工法</p> <p>A. 外壁改修工事 改修数量 7.5㎡ (※設計変更対応)</p> <p>改修前 改修後</p> <p>周辺のモルタル浮き部分は、ダイヤモンドカッター等で健全部と縁を切ってはつり撤去する</p>	<p>工法3：欠損部軽量モルタル塗り工法</p> <p>A. 外壁改修工事 ケ所 (※設計変更対応)</p> <p>改修前 改修後</p> <p>周辺のモルタル浮き部分は、ダイヤモンドカッター等で健全部と縁を切ってはつり撤去する</p>	<p>工法4：欠損部軽量モルタル充填工法</p> <p>A. 外壁改修工事 改修数量 1ヶ所 (※設計変更対応)</p> <p>※欠損部の面積が1箇所あたり100×100程度</p> <p>改修前 改修後</p> <p>周辺のモルタル浮き部分は、ダイヤモンドカッター等で健全部と縁を切ってはつり撤去する</p>
<p>工法5-1：爆裂部軽量モルタル充填工法 (爆裂部：幅100程度)</p> <p>A. 外壁改修工事 改修数量 1.5㎡ (※設計変更対応)</p> <p>工法5-2：爆裂部軽量モルタル充填工法 (爆裂部：100×100程度)</p> <p>A. 外壁改修工事 改修数量 1.0ヶ所 (※設計変更対応)</p> <p>改修前 改修後</p> <ol style="list-style-type: none"> 脆弱部について、幅100 深さ30~50程度 研り、撤去、清掃を行う。 鉄筋の錆落としを行う。(ワイヤーブラシ等) アルカリ性硝子材で劣化面の補強をし、鉄筋については、防錆処理材を塗布する。 無収縮軽量モルタル充填 中性化防止材で面合せを行う。 	<p>工法6：Uカットシーリング材充填工法</p> <p>A. 外壁改修工事 改修数量 4.0㎡ (※設計変更対応)</p> <p>⑤-2：高圧水洗浄+セメント系下地調整塗材 (C-1) カチオン系 (JIS A 6916) + アクリルゴム系壁面防水化粧材仕上 (JIS A 6021 外壁用塗膜防水材)</p> <p>改修前 改修後</p> <p>※バックアップ材は使用しない。</p>	<p>工法7：Uカットシーリング材充填工法</p> <p>A. 外壁改修工事 改修数量 6.0㎡ (※設計変更対応)</p> <p>改修前 改修後</p> <p>※バックアップ材は使用しない。</p>	<p>工法8：サッシ回りコーキング打ち替え</p> <p>改修前 改修後</p>
			<p>工法9：縦樋支持バンド取替工法</p> <p>(ステンレス製 50φ、100φ、150φ、)</p> <p>改修前 改修後</p> <p>⑤-2</p> <p>A. 外壁改修工事 3.0㎡</p> <p>塗材浮き部</p> <p>スクレイパー除去の上、セメント系下地調整塗材C-1面合せ</p>

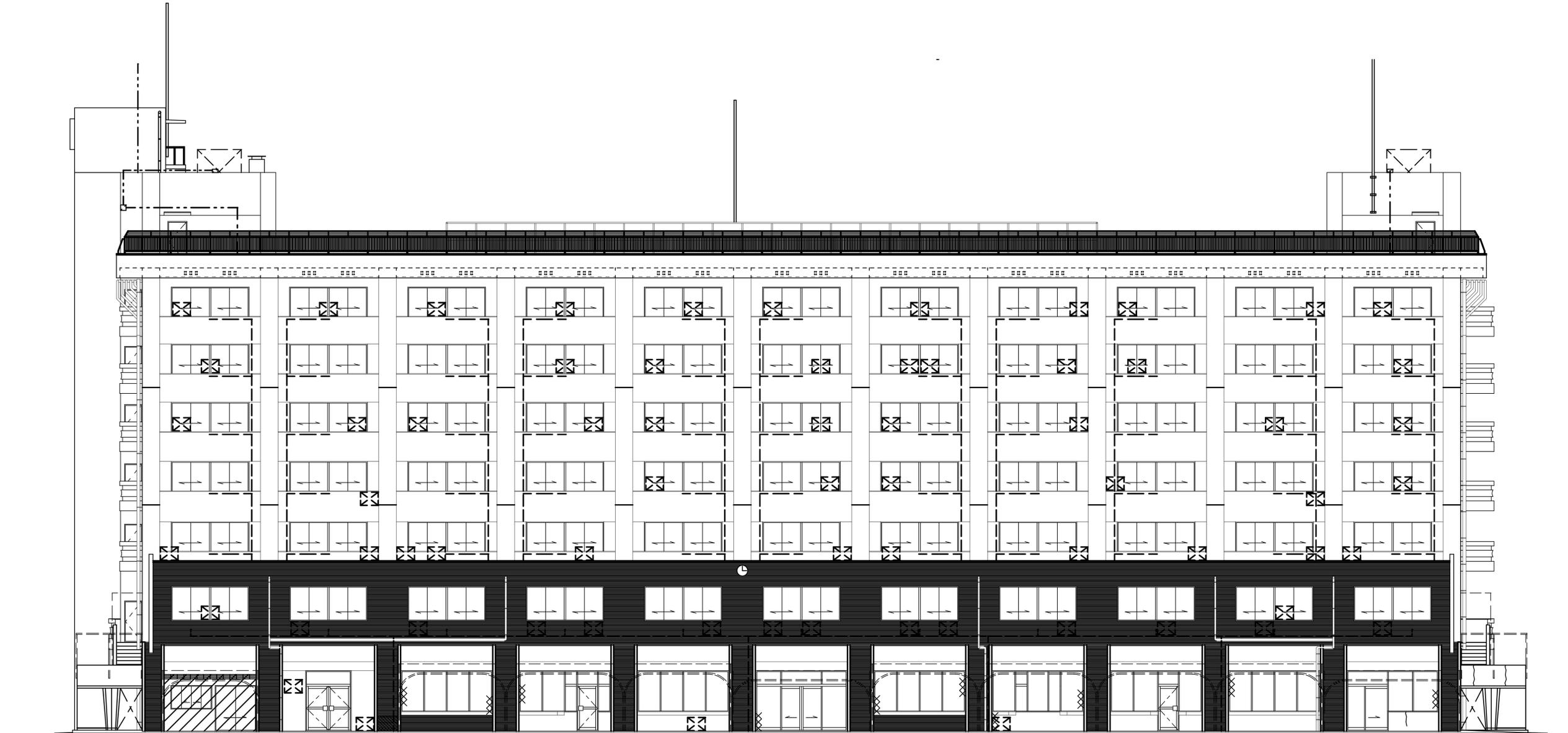


㊦ 外壁改修（南北面）：全面仕上塗材及び劣化部分の改修とする。

符号	図示	劣化名	補修工法	区分
㊦	[斜線]	壁面モルタル浮き部	アンカーピンニング部分注入工法 改修工法・詳細（工法1）	一般部分
		笠木、面台天端モルタル浮き部		狭巾部分
		同上ダキ、壁面ダキ		
㊦	●	欠損 100×100 深さ30~50程度	欠損部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法4）	
㊦	+++++	鉄筋爆裂 幅100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-2）	
㊦	★	鉄筋爆裂 100×100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-1）	
㊦	~~~~~	クラック部	Uカットシーリング材充填工法 改修工法・詳細（工法7）	
		同上ダキ		
㊦	[斜線]	塗材浮き部	スクレイパー除去の上、 セメント系下地調整塗材C-1面合せ	
		同上ダキ		

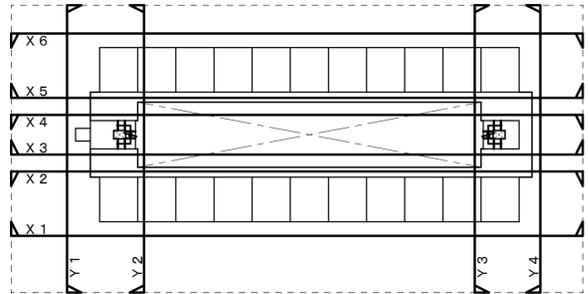
㊧ 外壁劣化部改修（東西面）：劣化部分のみの改修及びその部分の仕上塗材補修とする。
（※G L+21.900レベルのバラベツト及び掃裏は全面仕上塗材及び劣化部分の改修とする）

符号	図示	劣化名	補修工法	区分
㊦	[斜線]	壁面モルタル浮き部	モルタル浮き部はつり補修工法 改修工法・詳細（工法2） アンカーピンニング部分注入工法 改修工法・詳細（工法1）	一般部分
		壁面タイル浮き部		狭巾部分
		笠木、面台天端モルタル浮き部		モルタル浮き部はつり補修工法 改修工法・詳細（工法2）
㊦	[斜線]	同上ダキ、壁面ダキ	モルタル浮き部はつり補修工法 改修工法・詳細（工法2）	狭巾部分
		同上ダキ、壁面ダキ		
		同上ダキ、壁面ダキ		
㊦	●	欠損 100×100 深さ30~50程度	欠損部軽量モルタル塗り工法 改修工法・詳細（工法3）	
㊦	+++++	鉄筋爆裂 幅100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-2）	
㊦	★	鉄筋爆裂 100×100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-1）	
㊦	~~~~~	クラック部	Uカットシーリング材充填工法 改修工法・詳細（工法6）	
		同上ダキ		
㊦	[斜線]	塗材浮き部	スクレイパー除去の上、 セメント系下地調整塗材C-1面合せ	
		同上ダキ		



東側立面図 S=1/100
(X 1 面)

記 事				〒82-8035 長崎市油木町5番11号 TEL(095)942-5001		設計	担当	製図	工事名称	設計日
				株式会社 木戸設計					川口団地外壁改修工事	H26.9.
			一級建築士事務所 長崎県知事登録 第123083号 一級建築士 木戸 九洲男 建築大臣登録番号 第209902号					図面名称	縮尺	図面番号
								劣化図. 1 (X 1 面)	1/100(A1) 1/200(A3)	A-24

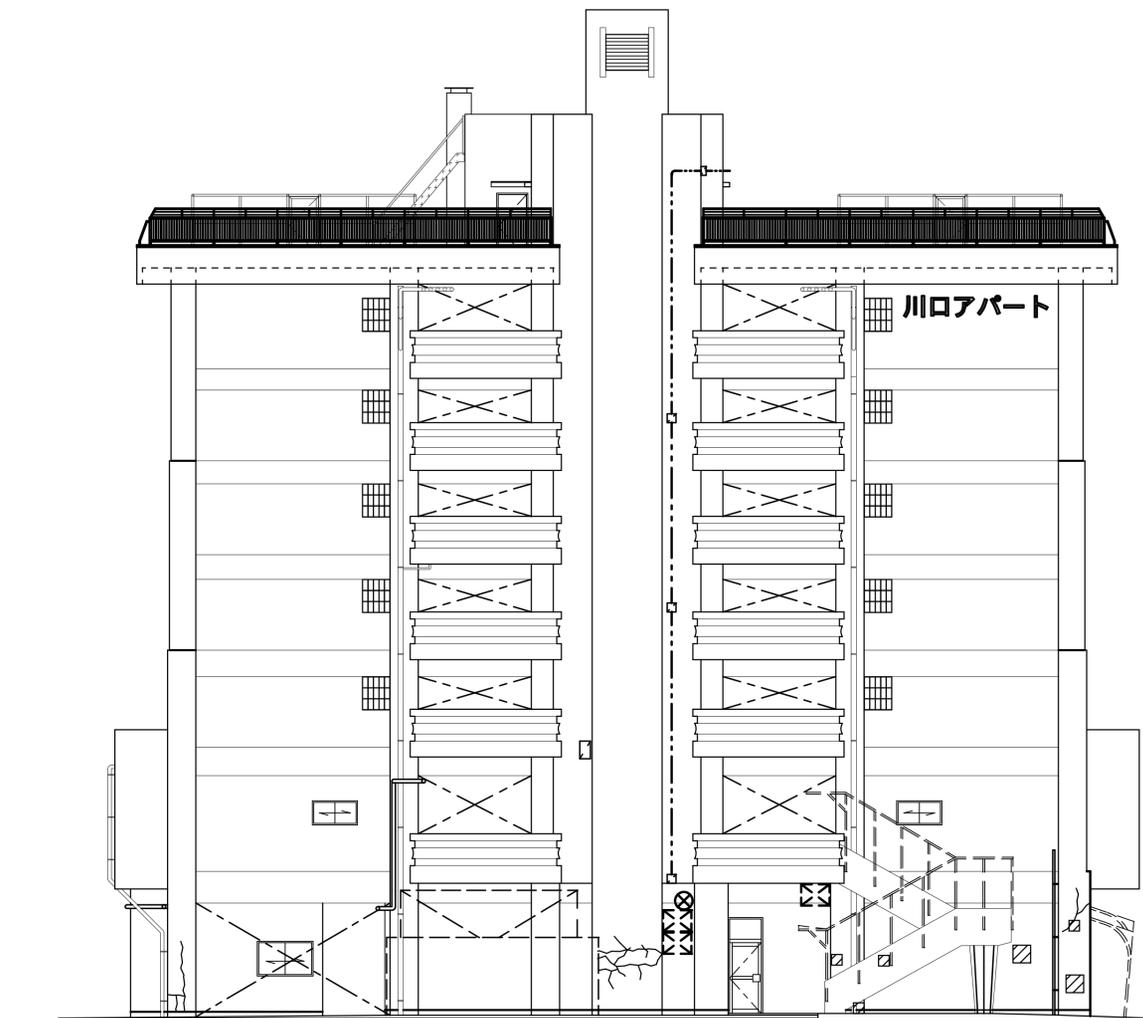


④外壁改修（南北面）：全面仕上塗材及び劣化部分の改修とする。

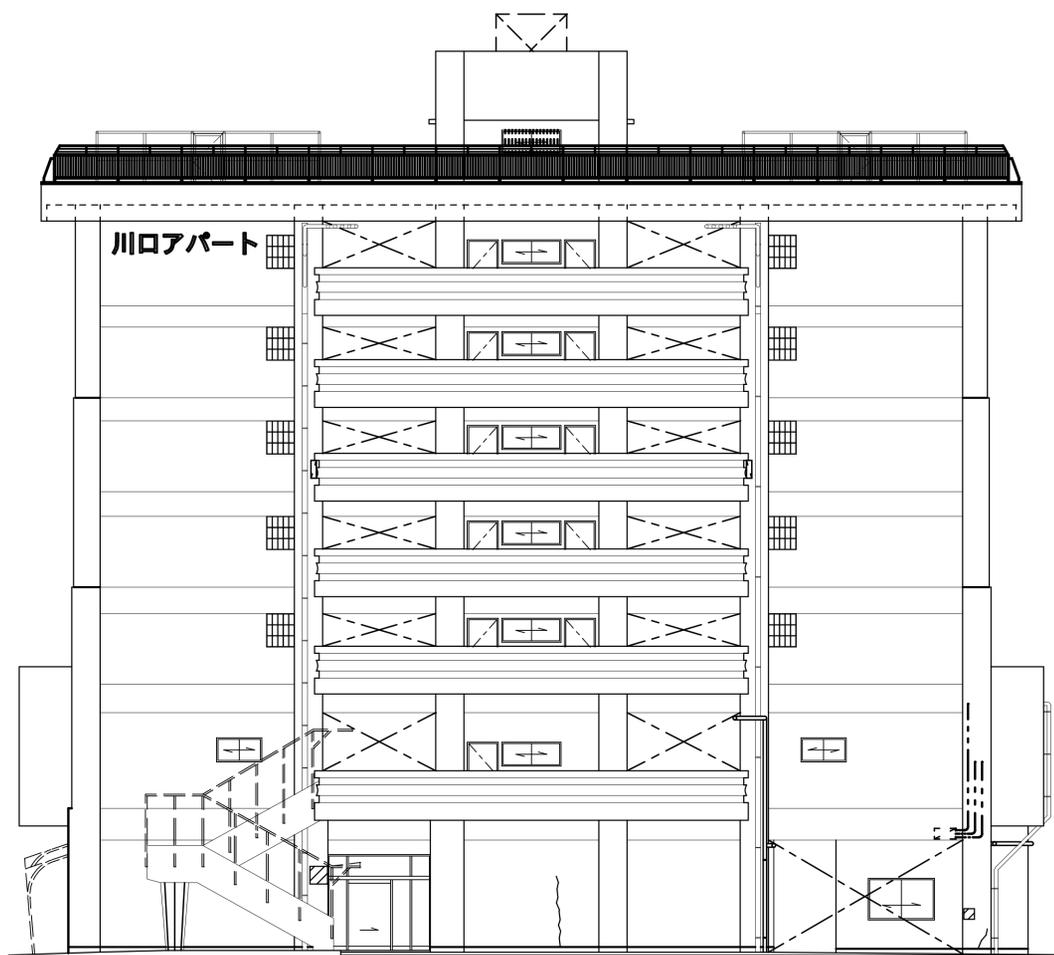
符号	図示	劣化名	補修工法	区分
㊦	[斜線]	壁面モルタル浮き部	アンカーピンニング部分注入工法 改修工法・詳細（工法1）	一般部分
		笠木、面台天端モルタル浮き部		狭巾部分
		同上ダキ、壁面ダキ		
㊦	●	欠損 100×100 深さ30~50程度	欠損部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法4）	狭巾部分
㊦①	+++++	鉄筋爆裂 幅100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-2）	
㊦②	★	鉄筋爆裂 100×100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-1）	
㊦	[波線]	クラック部	Uカットシーリング材充填工法 改修工法・詳細（工法7）	
		同上ダキ		
㊦	[点線]	塗材浮き部	スクレイパー除去の上、 セメント系下地調整塗材C-1面合せ	
		同上ダキ		

⑤外壁劣化部改修（東西面）：劣化部分のみの改修及びその部分の仕上塗材補修とする。
（※G L+21.900レベルのバラベツ及び揚裏は全面仕上塗材及び劣化部分の改修とする）

符号	図示	劣化名	補修工法	区分
㊦	[斜線]	壁面モルタル浮き部	モルタル浮き部はつり補修工法 改修工法・詳細（工法2） アンカーピンニング部分注入工法 改修工法・詳細（工法1）	一般部分
		壁面タイル浮き部		狭巾部分
		笠木、面台天端モルタル浮き部		
㊦	[波線]	同上ダキ、壁面ダキ	モルタル浮き部はつり補修工法 改修工法・詳細（工法2）	
		●		欠損 100×100 深さ30~50程度
㊦①	+++++	鉄筋爆裂 幅100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-2）	
㊦②	★	鉄筋爆裂 100×100 深さ30~50程度	爆裂部軽量モルタル充填工法 改修工法・詳細（工法5-1）	
㊦	[波線]	クラック部	Uカットシーリング材充填工法 改修工法・詳細（工法6）	
		同上ダキ		
㊦	[点線]	塗材浮き部	スクレイパー除去の上、 セメント系下地調整塗材C-1面合せ	
		同上ダキ		



南側立面図 S=1/100
(Y1面)



北側立面図 S=1/100
(Y4面)

